

第四百十回 参議院 厚生委員会 會議録 第九号

平成九年四月十日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

四月八日

辞任

中原 爽君

補欠選任

大島 慶久君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

上山 和人君

委員

尾辻 秀久君
南野知恵子君
木暮 山人君
清水 澄子君

大島 慶久君
大野つや子君
塩崎 恭久君
田浦 直君

中島 眞人君
長峯 基君
宮崎 秀樹君

水島 裕君
山本 保君
和田 洋子君

渡辺 孝男君
竹村 泰子君
西山登紀子君

釘宮 馨君

国務大臣

厚生大臣

小泉純一郎君

政府委員

厚生省生活衛生局長

小野 昭雄君

事務局側

厚生省児童家庭局長

横田 吉男君

常任委員会専門員

大貫 延朗君

本日の會議に付した案件

○児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(上山和人君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る八日、中原爽君が委員を辞任され、その補欠として大島慶久君が選任されました。

○委員長(上山和人君) 児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○尾辻秀久君 まず、理念規定について尋ねます。

今回の改正案では幾つかの点で児童の権利条約の趣旨を具体化させるための施策が盛り込まれていると考えます。例えば、児童相談所で処遇を決定するときに子供の意向を聞くこととしたことなどであり、こうした点については、一昨日の参考人質疑でもおおむね評価されていると感じましたし、自民党としても評価をいたしております。

しかしながら、参考人の御意見の中にも児童の権利条約を踏まえて現行法の理念の改正をすべきではないかという主張もありました。
児童の権利条約を批准した際に理念規定についてどのような整備を行ったのか、また今回の改正

では理念規定改正についてどのように考えたのか、厚生省に改めて尋ねます。

○政府委員(横田吉男君) 現行の児童福祉法におきましては、児童福祉法の理念として、児童は心身ともに健全に育成されるべきこと、児童は生活と健康を保障され、愛護されるべきことというふうな規定されておりまして、平成六年に児童の権利条約が批准された際におきまして種々政府部内で検討したわけですが、同条約の趣旨はこの中に確保されているという整理がされたところでございます。

今回の改正に当たりまして、この児童の権利条約の趣旨を具体化するために、先生御指摘のような個別のところにおきまして具体化を図ったところでございます。

理念につきましては、例えば児童の最善の利益という考え方に置きまして、児童の権利条約上の唯一至上の原理ということではなくて、主たる考慮要素であるというふうなことでござります。

例えば、これだけを取り出して書けば児童の権利条約の理念を表現したことになるのかどうかというふうな議論がございました。また、この児童福祉法上の基本理念は、単に児童福祉法の基本原則というだけでなくて、児童に関連するさまざまな法令の指導原理ともなっているということ、理念を定めるに置きましては、さまざまな法律との関係で整合性が維持されているかどうかというような点につきましても十分検討する必要があるというふうなことで、今回の理念規定の中に盛り込むことはなかったというところでございます。

○尾辻秀久君 次に、児童虐待の問題について尋ねます。

このことについては深刻な問題であり、さらなる法的対応を検討すべきであるという意見がございました。中央児童福祉審議会の中間報告でも

「法制度及び運用の在り方を含め総合的な検討を進めていくことが必要である」とされておりますけれども、今回虐待について基本的な点のようについて対応することにしたのか、また今後厚生省としては児童虐待の問題にどのように対応していくつもりなのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(横田吉男君) 家庭における虐待につきましては、何よりもその早期発見、早期対策というものが重要ではないかということでございまして、今回の改正におきましても、地域における相談のネットワークというのを図ってまいりたいというところで、一つは保育所を始め各種児童福祉施設におきまして在宅の児童なりその家族からの相談に受けられるようにすることに決めたところでございます。

それからもう一つは、地域における相談機能をさらに強化するために、児童相談所のはかに児童家庭支援センターを設けまして連絡調整を行うというふうなことによる対応を図ったところでございます。

虐待自体の問題につきましては、親権の制限をさらに進めたいという趣旨でございまして、児童福祉法三十四条に禁止規定がいろいろございまして、児童虐待を追加すべきであるといったような議論、あるいは医師や児童福祉関係者からの虐待に関する通告義務を強化すべきではないかといったような議論がございました。これらにつきましては、既に刑法あるいは児童福祉法におきましても通告義務というのがございますし、親権分離に係る規定も整備されているところでございます。私どもとしては、こういった現行の規定をより迅速かつ適切に運用することによりまして対応してまいりたいというふうに考えております。

今後の法整備をどうするかという点につきま

ては、刑法との関係あるいは虐待の定義、さまざまな問題につきましていろいろな問題がございすので、関係省庁とも連絡を図りながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○尾辻秀久君 今の御答弁の中でも家庭内虐待のことをちょっとお触れになりました。虐待の問題の中で、皆さんの御意見を聞きながら、この家庭内虐待の問題というのは大変難しいなと思ひながらお聞きをいたしております。家庭の子育て機能の低下が指摘されている中で虐待の範囲、これを不明確にしたまま禁止したり罰則を決めたりするというのはどうであらうかという御意見もございました。

私も、子供のころは言うところの大変な悪徳鬼でありましたから、家でも学校でも随分殴られたものであります。学校では学級委員という役もあり、きつと殴られ役という役もあるんだと思ひながら過ごしておりました。そんな話は話でありまして、だけれども今思うと、あれだけ殴ってもらったから余り、まさに余りであります。そう悪いこともせずに今日まで来たかなと思ひたりもします。余計なことを言ってますが、要するにしつけと虐待の区分というのは大変難しいなと思ひながら皆さんの御意見をお聞きしていたということでございます。

そうした中で、子供のために親が一生懸命頑張っているというのは、これはもう紛れもない事実であります。そうした親が萎縮しないような配慮も必要でありますけれども、一方、明らかに虐待があれば、今お話しの中にも少しございしたように、地域においてこれを早期に発見して、児童の保護や家庭環境の調整を図って親子が仲よく暮らせるように社会全体で支援していくことは必要だ、これはもう確かでありまますからちよつと一言だけ言わせていただけたらいいと思ひます。質問ではありません。

ところで、虐待の問題についてはもう一点、施設内における体罰の問題がこれまで委員会審議、また参考人の御意見の中でもいろいろな指摘されま

した。こうしたことは、一言で言えば絶対にあってはならないことであります。施設の方々の多くは児童のために、児童の自立のために一生懸命頑張っておられるわけでありますけれども、どうしても施設内体罰の報道を耳にすることもまた事実であります。そして、施設内というのは密室でありますから、ここで虐待が行われれば容易にはわかりません。

今回の改正で施設に入所措置を行う場合や措置解除を行う場合には都道府県児童福祉審議会のチェック機能が働くことになりましたけれども、施設内において子供の虐待が生じないようにすることは大変重要なことでありますから、厚生省で施設内における虐待防止に対してどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(横田吉男君) 児童の権利を擁護すべき職員が児童に体罰を加えるというようなことは絶対にあってはならないことだというふうに考えております。

現行法上、この施設内における処遇につきましては、まず第一には児童相談所がチェック機能を持つということとございまして、現在でも年二回程度は報告徴収という形で行うことにしております。必要に応じて児童なり保護者に関する調査を行うというふうになされているところでございす。私もといたしましては、児童の保護、養育につきましても福祉施設の長等に対して趣旨を指示してきていくところでございす。

今回の法改正におきましても、先生御指摘ございましたように、処遇が適切に行われるように児童相談所における措置等を行うに当たりますとも児童福祉審議会の意見も聞いて行うというようにしたことといたしております。また実際上、各施設におきましても権利擁護の観点から、入所児童に権利ノートあるいは施設生活の手引というような形で小冊子を配布いたしまして、体罰があったような場合におきましては児童相談所等に連絡するようというふうなことを行っているところもございす。私も、こうした例も参考に

しながら、各都道府県に指導してまいりたいというふうに考えておるところでございす。

○尾辻秀久君 次に、要保護児童施設に関して質問をしていきたいと思ひます。

今回、不登校児については児童自立支援施設の入所対象になるかどうかについて、子供たちや親御さんなどさまざまな方面から心配の声が寄せられました。このことについて大臣は不登校であることを理由に入所対象となるものではないと極めて明確にこの委員会でも答えておられるのでありますけれども、どうもまだ心配の声が絶えま

そこで、厚生大臣に、本当に改めてでありますけれどももう一度、不登校児が児童自立支援施設の入所対象にならないことをお答えいただきたいと思ひます。そして、その旨を地方公共団体、児童相談所、教護院等に早急に周知徹底していただくことが必要だと思ひますので、そのこともあわせてお願いをしてお尋ねをいたします。

○国務大臣(小泉純一郎君) 先日の本委員会でも申し述べましたように、不登校児であるという理由によって入所対象になるものでないということをはつきり申し上げました。きょうの委員会でも再度明確にしておきますが、この趣旨を踏まえて地方公共団体等関係者にあらゆる機会を通じてその趣旨を周知徹底していきたいと思ひます。

○尾辻秀久君 この件につきましましてはよろしくお願いを申し上げます。

教護院については、今回の改正で新たに通所機能を取り入れ、さらに児童の退所後のフォローアップを強化するなど、これまでの閉鎖的な施設から開放的施設に衣がえを図る意図が見えております。ただ、仏をつくつても魂を入れなかなりませんから、施設が本当に地域に開かれた施設になるために地域のボランティアを受け入れるなど地域との交流を積極的に進め、地域から信頼される施設となることが重要だと思ひますけれども、これについての御意見をお聞かせください。

○政府委員(横田吉男君) 教護院につきましまして

は、先生御指摘のとおり、これまでは閉鎖的な施設というイメージが強かったわけでありますけれども、今回の改正におきましてはできるだけオープンなものにしていくということで、入所施設としての機能に加えて通所機能、あるいは退所後のアフターケア等も含め自立支援を図っていく施設に変えるということにしたところでございす。

また、児童福祉施設の設置者は、児童及び家庭からの相談に応ずるというようなことで、地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならぬ旨も規定いたしております。

私も、御指摘ございましたように、施設が日ごろから地域と十分交流を図りながら信頼されていく施設になつていくことが大事だと考えております。御指摘も踏まえまして、地域のボランティアとの交流、あるいは住民の方々との交流、そういった意味での開かれた施設になるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○尾辻秀久君 先日、私どもの委員会でも東京都の教護院を視察いたしました。その後、多くの方が児童の居室が非常に狭いということを指摘されました。私も全くそのとおりに感じました。また、養護施設についても同じ問題があるというふうに聞きます。

厚生省は教護院や養護施設の居室などの補助基準や最低基準の改善を図るべきではないかと思ひますが、このことについてお尋ねをいたします。

○政府委員(横田吉男君) 教護院や養護施設の最低基準におきましては、居室面積は現在入所児童一人当たり二・四七平米となっております。また、施設整備を行う場合の補助基準でございますが、現在、教護院の場合には居室部門、管理部門、共用部門等を含まして入所児童一人につき三十六・八平米、養護施設につきましては二十三・五平米というふうなことで、これにつきましては逐次改善を図つてきているというふうなところでございす。

今後、最低基準のあり方につきましましては、児童福祉審議会の意見等も聞きながら十年度予算編成に向けて検討をまいりたいというふうに考えております。

○尾辻秀久君 母子寮、乳児院、情緒障害児短期治療施設などについては、今回年齢要件の見直しや年齢延長が行われています。

この年齢要件の見直しは施設ごとにさまざまな理由があると思いますから、見直しの内容及び基本的な考え方について、この際明らかにしておいてください。

○政府委員(横田吉男君) 母子寮につきましましては、現在、児童が十八歳未満の場合しか入所できないということになっておりまして、例えば児童が高校に進学している場合でも十八歳に達しますと退所しなくてはならない、あるいは、母子が三人で入所されているというような場合に、一番上の長子が十八歳になりますと長子自身が退寮するか母子が退寮しなくてはならないというようなことで非常に困ったケースが生じていたわけでありまして、今回の改正によりまして福祉事務所長の判断によって児童が二十歳になるまでは在所期間を延長することができるようになったということでございます。関係者からもこの点につきましましては大変喜ばれているところでございます。

それから、乳児院でございますが、現在の規定では原則として満一歳に満たない乳児ということになっておりまして、必要があれば満二歳まで継続できるとされております。今回の改正におきましては、対象児童の年齢について、疾病や障害があつて引き続き乳児院で処遇することが適当だと判断される場合、あるいは兄弟が入所しているというようなことで、いろいろなそういった保健上その他の理由によりまして特に必要のあるという場合にはおおむね二歳未満までの児童を入所できるようにしたということでございます。

情緒障害児短期治療施設につきましては、現行制度ではおおむね十二歳未満ということになっておりますが、実際の入所状況を見ますと十二歳以

上の方もかなり入っているというようなことがございまして、今回の改正におきましては、こういった実態も踏まえまして、年齢制限を撤廃して十二歳以上の情緒障害を有する児童も対象となるようにしたところでございます。

○尾辻秀久君 今回の施設機能の見直しのキーワードは自立支援でありますけれども、このためには退所した後に戻る家庭環境の調整が極めて重要であります。これまでは入所児童の保護を中心として考えたために必ずしも家庭環境の調整は十分に図られていなかったと思います。

今後、法改正を踏まえ、施設における家庭環境の調整機能をより強化すべきだと考えますけれども、いかがでありますでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 児童福祉施設におきましては、単に児童を保護するだけでなく、社会的自立に向けてきめ細かな支援が必要だと考えておりまして、その中でも特に、先生御指摘のございましたように、最近の児童をめぐる環境を見ますと家庭自体の方にもかなり問題があるというようないなケースが多いわけでありまして、家庭環境の調整というのは大変重要ではないかと考えているところでございます。

そうした意味で、今回の改正におきましても、教護院あるいは養護施設の自立支援ということを一つの明確な理念といたしまして、その中に当然重要な要素として家庭環境の調整というのをも加えてまいりたいと考えております。

○尾辻秀久君 こうした要保護児童施設のある方として、今後のあり方としてでありますけれども、施設福祉と在宅福祉を二者択一的なものとしてとらえるのではなくて、施設入所している場合も家庭との連絡調整を密にするとともに、今のお話のとおりであります。施設を退所した後も必要に応じてアフターケアを行うことが必要だと考えます。

こうした中で、近年新たな形態として登場しているいわゆる児童自立援助ホームはこれまでの施設福祉、在宅福祉という枠組みでとらえられない

新たな形の事業でありまして、私は大変注目すべき事業であると考えております。

今回、この自立援助ホーム事業が児童自立生活援助事業として法制化されて、これは関係者も非常に喜んでおられると聞いておるのでありますけれども、この事業の現状と法制化のねらいをこの際お尋ねしておきます。

○政府委員(横田吉男君) お尋ねの児童自立生活援助事業でございますけれども、義務教育を終了した者がいまだ社会的自立が十分できていないというような場合におきまして、いわゆる在宅と施設との中間的な施設という考え方で、職員が自立援助ホームで児童と生活をともにしながら就職先の開拓、あるいは仕事なり生活上のさまざまな相談に乗るというようなことで自立を支援する事業であるわけでありまして、これにつきましては六十三年度から国庫補助をやっております。今年度は二十カ所になる予定でございます。

私も、こうした事業を法制化することによりまして、事業のサービスの質の確保を図るとともに、税制等の優遇措置を受けられるようにするといふことで、この事業の一層の普及促進を図ってまいりたいというふうに考えたところでございます。

○尾辻秀久君 次に、保育所施策について何点かお尋ねをいたします。

今回の改正のポイントの一つが現行の市町村の行政処分による措置制度から保護者が選択できる制度とすることにあります。このことについては、一昨日の参考人質疑においても、私も大変気になるところでありましたから保育所側の皆さんに一言で言うとお尋ねをいたしました。そうなると思ひますし、そうしなければならぬという大変力強いお答えがございました。ただ、その中で保育所が自発性を発揮し創意工夫のある事業を実施していきやすいようにするために規制、基準の弾力化が必要であるという御意見がございました。

厚生省としては今後どのように対応していくか考えなのをお尋ねいたします。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正によりまして保育所の入所方式が選択方式に変えられるようになります。施設におきまして、先生御指摘のございましたように、創意工夫が一層求められるようになるというところでございますので、今までどちらかという保育システムにつきましてはかなり細かいところまで一律に決められていたところが多いという御批判もいただいていたわけでありまして、施設がそれぞれの実情に応じて創意工夫をしやすいうことが必要ではないかというふうに考えております。

こうした意味におきまして、保育所の定員の弾力化でございますとか分園方式の導入、あるいは開所時間につきましては現在午前七時から午後六時と一律で決まっておりますのを施設の実情に応じて自由に決められるようにするとか、あるいは最低基準につきましても今後児童福祉審議会の御意見等もお伺いしながら検討してまいりたいといふようなことを考えている次第でございます。

○尾辻秀久君 この入所方式の見直しと一番心配されたことというのは、保育に対する公的責任が維持されるかどうかというところであります。この点では、市町村による保育の実施義務が維持され、保育所に対する費用支弁が行われましますし、国庫負担金制度が維持されますから、私は厚生省を信じておりますけれども、少子化が進む中で保育に必要な費用については公費の充実を図るべきであるという議論は多く出ました。財政状況も非常に厳しい中でありますから、公費の有効な活用のためさまざまな工夫がお互いに、これは私どもも入れてという意味で私がお互いにと申し上げたのでありますけれども、必要でありますけれども、次代を担う子供たちを保育所でしっかりと保育していくためには必要な公費を後退させるといふことは許されるべきではないと思ひます。

非常に大事なところでありますから、ぜひ厚生

大臣にこのことに対してお答えをいただきたいと存じます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 大変厳しい財政状況であり、保育所に対する公費、いろいろ民間の方にも今後は知恵を絞っていただくわけですが、国としても、将来の子供をどうやって健全に、社会に健やかに参加してもらうかということ考えますと大変責任が重いと思います。できるだけ公費を後退させないように、財政状況厳しい折であります、努力をしていきたいと思ひます。

○尾辻秀久君 保育所の問題についてはいろいろ御議論がございましたけれども、その中で特に強く言われたことの一つが地域の事情に応じた対応が必要である、特に人口の集中する大都市と過疎地の進み地方とでは事情が全く異なるということが委員会審議、参考人質疑でも出されました。

大都市の問題からお尋ねをします。
大都市においては低年齢児の待機児童が多くあることが指摘されて、対応が強く求められました。ただ一方では、それにもかかわらず大都市部における入所率も八〇%台であるという数字も示されました、先日の参考人質疑では、公立保育所では保育が多数配置されているのに延長保育も行われていないという話も出されました。今の大臣のお話ではありませぬけれども、ただ公的な金をつぎ込むことだけが能ではないなと感じました。

この大都市部における低年齢児の保育への対応などを今後どのように考えておられるのか、厚生省にお尋ねをいたします。

○政府委員(横田吉男君) 東京等の大都市を見ますと待機児がかなり多いわけですが、先生御指摘の中にもありましたように、入所率で見ますと八七%ぐらいということであきの方も二万人近くあるというようにございまして、ミスマッチが見られるわけでありまして、この理由をいたしまして、年齢別の定員というようなもの

設定されておりました、なかなか低年齢児の受け入れられる枠が少ないというようなこと、あるいは低年齢児を入所させるにつきましても乳児室等の増築が必要だということがあるというふう聞いております。

私もそういったしましては、低年齢児受け入れ促進を図るために、緊急保育対策等五カ年事業におきましても種々講じておりますけれども、その推進を図りますとともに、定員の弾力化あるいは分園方式の導入なども含めましてその受け入れの増加を図ってまいりたいというふうに考えております。また、基準のあり方やあるいは保育所定員等の見直しにつきましても、地域の実情に応じて適正に行われるように関係地方公共団体を強力に指導してまいりたいというふうに考えております。

○尾辻秀久君 大都市についてお尋ねをします。過疎地、今度は過疎地の方もお尋ねをいたします。過疎地では子供が少なくなる中で遊び相手がいなくなっていること、そしてまたそういう環境の中で保育所が廃園に追い込まれるという大変切実な声もお聞きをいたしました。子供の保育の保障、保育所運営などの点からさまざまな御意見を今までお聞かせもいただきました。まさにこうした声に私たちは有効にこたえていかねばならぬと痛感をしたところであります。

今後、過疎地における保育対策についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。
○政府委員(横田吉男君) 少子化が急速に進行する中で、過疎地におきましては子供が極めて少なくなっている、あるいは近くに子供がいなくてということ遊び相手がないというような問題が生じておりまして、私も子供の社会性を身につける場としての集団保育の場の確保というのは大事だということに思っているところでございます。

これまでも認可保育所の定員を緩和いたしました小規模保育所の設置、あるいは両親が就労していない子供も入所できるように僻地保育所というようものの整備を進めてきたところでございしますが、さらに保育所と他の施設の合築でござい

すとか分園方式の導入等も含めてこの推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○尾辻秀久君 私も今の二つのどちらかという過疎地の方の住人でありまして、そちらの方がどうも切実感はあるのであります、そういう立場は別として、過疎地のこともぜひよろしくお願いをいたしておきます。

保育料については、これはもうまさにいろいろ御意見がございました。先日の参考人質疑では、もちろん保育料をどこに設定するかという大問題が一方にはありますけれども、それはそれとして、中堅サラリーマン世帯の負担感とか不公平感を踏まえれば、均一化ということは割と共通したお声のかなと私は感じました。

保育料について、これはまた大変関心のあるところでありまして、ぜひ大臣に今後のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 保育料については、事実、一般の家庭の親御さん大変関心を持っていらっしゃる。現行の所得に応じて負担方式を今回は保育サービスの対価に応じて負担していただくということでありまして、均一化といつても急に一本化ということは無理だと思ひます。できるだけ急な負担増にならないようことを考えていきたい。将来もより均一化を目指しますが、一本というのはなかなか無理じゃないか。そういう点は実情を見ながら今後も検討していきたいと思ひますが、いずれにしても保育のサービス、それに見合った対価の負担をしていただくという形で、均一化の方向で整備を進めていきたい、そう思ひます。

○尾辻秀久君 この保育料の問題は今後も私たちが大いに議論をしていかなきゃならない問題だと思ひます。
ただ、率直に言わせてもらえば、下も上も一緒で十に割るか七に割るか、どう違うんだと言われると、余り違いもしないな、どこに意味があるかなとも思わぬでもありません。そのことは率直に申し上げておきたいと思ひます。

次に、放課後児童クラブについてお伺いをいたします。

放課後児童健全育成事業については、一昨日の参考人質疑においても、法制化することについては大きな前進であるという評価をされたと思ひます。しかし、放課後児童健全育成事業は、現在、全市町村の三分の一で実施されているにすぎません。今後、この事業の推進に当たっては、地方分権の趣旨等を踏まえ、市町村の自主的な取り組みを尊重していく必要があると考えますが、いかがでありますでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 放課後児童健全育成事業につきましまして、今回の改正で児童福祉法上明確に位置づけまして、社会福祉事業法による最小限の規制を行うというほかはできるだけ各地域の実情に応じて多様な柔軟な取り組みができるようにしたところでございまして、これによりまして市町村につきましても努力義務を課しているところでございますので、利用者のニーズに応じて多様な柔軟なこの事業が展開されるような努力を払ってまいりたいというふうに考えております。

○尾辻秀久君 放課後児童健全育成事業については、地域の実情に応じ、児童館、学校の余裕教室、保育所など多様な場所を実施することを認める方針であることは評価をいたしております。また、学校の余裕教室については昭和六十二年の文部省の通知の中で、「放課後児童健全育成事業を目的として学校施設を使用する場合においては、特に財産処分の手続きを必要としない」とするなど、文部省も本事業の推進に配慮いたしておりますことは承知をいたしております。

しかし、市町村の中には、福祉部門と教育部門というのでしょか、教育委員会と行われてはならず、放課後児童健全育成事業の展開が十分でない例もあると聞いております。
この事業に関して、学校施設の一層の積極的活用を図るなど、市町村における福祉部門と教育委

員会といひますか教育部門が今後さらに緊密な連携を図るべきだと考えておりますけれども、この点についてどういふふうにお考えでありますか。

○政府委員(横田吉男君) 放課後児童健全育成事業の行方場所につきましては、私どもの方の施設としては児童館等があるわけでございますが、このほか学校の空き教室、その他民有地等を含めさまざまな場所があるところでございまして、私どももこうした多様なところでの展開を想定しているところでございます。

現実には学校の余裕教室なり敷地内の施設というのが四割を占めているような状況でございまして、この事業を円滑に進めていくにつきましては教育委員会と福祉部局との連携が必要だというふうに考えております。先生御指摘のございました各市町村における福祉部と教育委員会の方の密接な連携が図られるように私どもとしてもいろんな機会を通じてお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○尾辻秀久君 最後に、大臣にお伺いをいたします。本日、私も全体そういう趣旨で申し上げ、また質問もしたつもりでありますけれども、先日の参事人質疑でも、今回の改正に対して評価する一方で、引き続き子供の問題については社会全体で取り組むべきであるという意見も大変強かったと思ひます。

今回の改正を踏まえ、今後の児童福祉への取り組みに向かう大臣の御決意をお聞かせください。

○国務大臣(小泉純一郎君) どのような状況にあつても子供というのは弱い立場ですから、しかも将来この社会を担っていく大事な存在であります。そして、この子供たちが健康やかに成長してもらうというのはだれでも願うことでありますので、今後とも、国はもちろん、地方公共団体、地域、全体が子育てしやすいような環境をどうやって整えていくか、子供たちが健全に成長するためには何が重要かということをしっかりと考えながら社会全体が子育てしやすい環境を整えてい

かなきやならないと思ひます。

けさの新聞でも、全く罪もない、関係のない児童がこれまた大人に刺殺されるという痛ましい記事が出ておりました。子育てに対して最も責任のあるのは大人だと思ひます。大人もしっかりして、社会全体が子育ての環境を整えていくという意識を持って公的な立場、国としてもその支援体制を整備していかなきゃいかぬと思ひます。

○尾辻秀久君 終わります。

○山本保君 平成会の山本です。私、先週、時間をたくさんいただきまして、いろいろ詳しいところまで入り込んだ質問をさせていただきまして、全部やる予定でやったんですけど、一部残ってしまいました。きょうは最後の質問であります。放課後児童のこととか各施設のことなどはこの前お伺いしましたので、その辺はきょうは省かせていただきまして、まず職員の問題性、その他についてお聞きし、最後にもう一度、特にこの法改正で一番問題になっております保育園、保育所の問題について確認の意味を込めてお聞きしたいと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初に、私、本会議のときにも申し上げましたけれども、社会福祉も含めて児童福祉、勤務条件を上げた、また給料を高くしていくというものが高まるといふことが行わなければならないという、そういう施策をまず国が先行して行わなければならないというふうに思つておられます。

職員の専門性を高める、そのための処遇、そしてそのための養成の基準を設ける、これこそまず国が最初にやらなければならないことだと思つておられます。その面からひとつ具体的に、この法律改正とは直接かわりませんが、よく現場で、また今回の視察などでも出てきた話でございますけれども、児童相談所長、教護院長という例を二つ挙げまして、この方たちの専門性といひますか、任用というのはいかになされておられるのかどうか、局長にお聞きしたいと思ひ

ます。

御存じのように、児童相談所長は児童福祉法十六条の二に、心理学の学位を有していなければならないとか、または最低二年間の児童福祉司の経験が必要であるという、医師とかも高いものもございまして、実際に最後はそれに準ずる者でいいという規定がある。

また、教護院長につきましても、これは他の施設の長と違ひまして、児童福祉施設最低基準にはつきりと教護の職員として五年以上経験があるというふうにあるわけですが、それにもやはり次に特別の学識経験があると知事が認めればいいというふうな、こういう極めてあいまいに使えるような条文が最後に残っております。

教護院長といひますのは、今回もお話に出てまいりましたように、児童福祉施設の中では歴史的にも一番高い資格でありますし、児童相談所長は法に定められた最も重要な職務であります。本場にそういう力を持った方がなつていくのかどうか。特に、県のいわゆる役人の出世コースの一つに位置づけられておいて、全く児童福祉も児童相談所も教護院も知らないような方がやっていると、いふようなことはないのか、これについて局長、お願ひいたします。

○政府委員(横田吉男君) 児童相談所長、教護院長等につきましては、先生御指摘ございましたように、一定の専門性を備えることを関係法令で決めておられますけれども、現実には規定の中にも、その資格要件に「準ずる者であつて、所長として必要な学識経験を有するもの」というようなことで、これ以外の者もなれるようになっておられます。現実には半分ぐらいの方が県の人事のローテーション等によって一般職員の方というふうに入つてきているというのが実態でございます。

これについても私も従来から資格要件に合致するよういろいろな面を通じて指導してきておるところでございますが、今後とも所長にふさわしい人になるような指導をしてまいりたいというふう

うに考えておりますとともに、資質の向上につきまして研修等を充実してまいりたいというふうに考えております。

○山本保君 これまでこの委員会でも、法に触れていないのか、法に違反していないかという質問があり、法には触れておりませんというものがたしか答えたと思ひます。ところが、肝心の法自体にそういう抜け穴のようなものがあるわけですから、これではもちろん法に触れていないのは当然であるということになるわけです。ですから、ぜひこの辺は、今回改正事項に上がらなかつたのでこれ以上あえて申し上げませんけれども、こういう法の規定があればだれでもなれるということであつて、実際の現場の一生懸命やっている方たちが非常に困つておられますから、ここはぜひ早急に対応していただきたいと申し上げます。

次に、都道府県の児童福祉審議会に措置について意見を聞くという新しい項目が設けられました。これについて、先ほど尾辻先生の御質問にもありましたが、今まで審議会と言つたら言い過ぎですが、専門家が専門家として判断しているというところは、これはもう非常に重要なことでありますけれども、やもしてといひますか、そんなに思ひませんが、その専門家の支配になつてしまつて、実際にはもつと幅広目で見ることがあるのではないかとこのように見ると、チェック機能としてこういうものをつくるということについては私も原則的にわかるわけでありまして、ただ先日申し上げましたように、こういう問題といひますのは非常にプライバシーにかかわるところでありますので、この辺はきちんとして対応していただかないといけないと思つております。

特に、秘密を漏らしてはならないという公務員の規定がこの審議会の方には当たらないようでありまして、先日は匿名にするとかさまざまなことをおっしゃいましたけれども、この審議会の委員に聞くというところについては私は慎重にすべきだと思つておられますけれども、それについてどう

お考えなのか、もう一度お答えください。

○政府委員(横田吉男君) 最近における虐待の増加等を見ますと、その要因というのは非常に複雑多様になってきているということでございます。児童相談所が入所措置等を決定するに当たりまして、児童相談所は十分専門的な機関であるわけでございますけれども、必ずしもそれだけでは十分ではないということで、法律あるいは医学等の幅広い分野からの判断というのが求められてきているということでございます。私ども、今回の改正におきまして、入所措置をより客観的、適切に行うという観点から審議会の中に部会等をつけていただきまして、法律、医学等の専門家による御判断をお願いしたいというふうにしたところでございます。この際、プライバシーの確保等につきましては十分図られるよう私どもも工夫してまいりたいというふうに考えております。

○山本保君 今のお答えですが、これは私の方から指摘しておきますけれども、専門家の上にまた専門家をおくということはどう考えてもおかしな話でありまして、実際に子供たちや家族と会ってある程度の時間をかけて決めたものに對して、何も会ったこともない方が書類だけ見てそれと違う意見を言うというようなことがもし出てくれば、これは現場で一生懸命やっている人にとつては、これは何だ、こういうことになるわけですからこの辺はそんなことにならないような対応をしていただきたいと思ひます。

これは厚生省ではないんですが、実は委員長にちょっと申し上げたいことがあります。

これは私のこれからの発言自体もちょっと注意をして扱っていただきたいと思うわけでありまして、先日、参考人の方が来られましたときに、具体的には申し上げませんが、ある地方の、またある施設入所の子供の大変多くの方が虐待、特に性的なものも含む虐待を受けているというふうなお話がありました。

私、今なぜこのことを申し上げるかといいますと、今おっしゃられたプライバシーということに

ついて申し上げたいわけですが、これは、こういうことを世間一般のところで言うというところは、実は自分もやっておりまして、非常に慎重にやらずにちゃんといけないうことでやっていったわけですが、

例えば、簡単に申し上げますと、ある事件があったと言いましたが、これはどういう形でそのことが確認されておるのでしょうか。デュープロセスをちゃんと経たものでありましかうか。例えば裁判で、二十八条というものがございまして、裁判によって施設に入ることがありますから、こういうものであれば確定しておりますが、そんなのはほんのわずかな例でありまして、ほとんどそうではございません。ですから、こういうことは事実かどうかということについての確認は全くなされないわけでありまして。

またもう一点、別の言い方をしますと、どうしてそれを知ることができたか。これはまさに子供や親との間のカウンセリングとか処遇の中で知り得たことでありまして、そのことはその子のために、また家族を治すための専門家としての必要な材料として使うべきものであつて、それを他に、関係ない方に出すわけにはいきませんし、これは秘密を漏らすにはならないということに触れるわけでありまして。

またもう一点、別の言い方をしますと、先生方おわかりのように、児童福祉施設に入所するといふものは、措置とはいひましても親権者の同意を経て行つたという非常にこの辺は配慮されたものでありまして、今、施設に入っている方、そしてその親御さんは、よろしくお願ひしますよという信頼関係でもって入れておるわけでありまして。こういうときに、その施設に入っている子の多くがそういうものを受けていたというふうなことになることになりまして、これは親としてはその信頼を裏切られることになりまして、私はそんなことはなかったということになるかもしれない。

また、もっと大きな問題でいへば、子供たちのほとんどは学校に通つております。こういうこと

がもし社会的に流れたりすれば、いじめなどの対象になることはもう目に見えておりました。この辺の取り扱いというのは慎重に行つていただきたいというところをぜひ理事会でも御検討いただきたいと思ひまして、この関連ということで少し申し上げます。

○委員長(上山和人君) よくわかりました。理事会で十分慎重に検討させていただきます。

○山本保君 ありがとうございます。

それでは次に、教護院について、先ほど尾辻先生からもお話があったことですが、大事なことでございまして確認をさせていただきたいと思うわけでありまして。

つまり、登校拒否、または不登校ということをもつて入所理由としてはならないということであるが、これが本当に徹底されているのかどうかということがあります。これはお聞きしようと思ひましたが、先ほどやつております、またやりましますということでもございました。お答えは求めたいと思ひます。同じことだと思ひます。

ただ、私も知つておる実例があるんですね。というのは、逆の言い方でございまして、けれども、以前、各県のいろんな教護院を見たときに、例えば教護院に入るときに、学校教育法二十三条というのがありまして、今回はこれが、最初に私にお聞きしたように、この条文の扱いが変わつておるわけに文部省が答えられましたから安心していただくわけですが、教護院に入ると即ち学籍予・免除というものになるんだと。これは教育委員会が勝手にすることができないという体制になつていまして、保護者が申し出なければならぬ、判をついた書類を出さなければならぬということになります。これは実はもう戦前、明治期からある規定でございまして、ちょっと考えてみますと変な話なんです。教育を受ける権利を、学校の方が整備されていないから受けられないのかかわらず、親の方が申しわけありませんが私の子供は義務教育を受ける能力がございませんので猶予・免除していただきたいということを出すという全く時代

錯誤の条文が実はあります。これはまさに文部省の問題でございまして、けれども、それが実際にあります。教護院に入るときに、実は児童相談所の方たちが混乱している親に詳しい説明もせず、教護院に入所したいという書類とは別に猶予・免除のお願いも一緒に判を押させてしまうと、こんなふうなことがあつたわけでありまして。

つまり、ここで申し上げたいことは、児童福祉施設で子供たちを保護するということは、その子供たちの学校がどういう形であらうとそんなことは実は全然関係ないわけでありまして、子供にとつて一番いい処遇を、生活をつくり出すために応援していくということでありまして、今までは実はこの辺が非常に軽く見られたといひます。か、日本の特徴で、学校、学校教育が余りにも強く支配しておつてそれに福祉の方も引きずられていたということがありますので、この辺のお答えはもう結構ですけれども、より徹底をお願いしたいということを申し上げます。

ついでにもう一つ、これは今ここでこの法律改正は反対かと言われると困るのでお聞きしませんが、けれども、四十四条に「不良行為をなし、又はなすおそれのある」という、この明治四十一年からの古い規定がいまだに残されているということは非常に残念なことでありまして、これは早急に次の機会に一番最初の検討事項としていただきたいということを申し上げます。

次に、児童家庭支援センターについてお聞きいたします。

この設置理由は結構ですが、児童福祉施設に設置するといふとちょっと変わった相談の、相談といひますか、ケースワーク機能であります。

この児童福祉施設にどういう効果、機能を考えて施設につけるというふうにお考えなのか、お答え願ひします。

○政府委員(横田吉男君) 虐待等の増加が見られるわけでありまして、こういった問題の背景を見ますと非常に複雑多様になってきているというところで、できる限り早期発見、早期対応というものが

重要ではないかということで、今回の児童家庭支援センターの設置につきましても、現在の児童相談所百七十五カ所だけでは十分カバーし得ていない分野をできるだけ身近なところでカバーしたいということでご意見を伺います。

その設置を養護施設等の児童福祉施設に附置するということを考えておられますのは、この児童家庭支援センターの機能といたしましては、地域に密着したということが一つあるわけであり、既に養護施設等におきましては相談指導に対するいろいろな経験あるいはノウハウを積んでいるということがあります。それから、いつでも相談が受けられる二十四時間体制というものを考えますと、やはり養護施設等というものは二十四時間あるわけですので適しているのではないかと。それから、必要によりまして児童を一時保護しなくちゃいけないというような場合が出てこようかと思えますけれども、そういった場合にそういう一時保護も可能であるというようなことで養護施設等の福祉施設に附置することをご意見を伺います。

○山本保君 これは御質問というよりは指摘ですけれども、今のお話で気がつきますのは、まず児童相談所自体が二十四時間体制ではないということなんです。ここをまず手打つべきだと私は思っています。もちろんすべての児童相談所というのではなくてもいいですが、県に最低一つは二十四時間体制であっている児童相談所がなければ、いつも問題になっておりますようなさまざまな問題が出たときに、一番の専門家であり一番強い権限を持っている専門家のいる児童相談所が動かない。実際に朝までは警察のもとに子供を保護せざるを得なかったとかということがあるわけでありまして、これは問題であります。ですから、今度のセンターはそういうことができるように二十四時間体制の施設につけるといことは、この限りでも大賛成でありますけれども、児童相談所が本来やるべきことを施設にやらせてしまうというふうなことになるのではこれは本末転倒であり

ます。すべての施設が児童相談所と同じような権限を持つ必要はないと思っております。これは、相談とか支援というものはいろいろな体制がなくてはなりません。

先日、ある参考人なども言っておられましたけれども、家庭裁判所ととも連携してすぐに司法の手が伸びてくるというような御意見もありましたけれども、私は反対でありまして、そういうのは今の法律でも十分できますし、その道を閉ざしてはなりませんけれども、逆に相談に行く方からすれば、ある公的、または施設の相談所へ行っただ途端に何か警察なり裁判所の方に全部話が回って、実は信頼して相談——相談というものは、カウンセリングというのは基本的に信頼関係でありまして、その当事者だけの秘密を守るといふのが最初の第一段階であります。そのところを履き違えて、すぐに強力なところへ話が回ってしまおうというようなことになってしまつてはだれも相談に参りませんので、結果的にこういう問題をやみに葬ってしまうということになりかねないわけでありまして、この辺は御注意いただきたいと思ひます。

そこで、もう一つそれについて申し上げますが、これはどこということはいませんけれども、何か審議の過程を見ますと、ある地域、ある県といいますが、そこでは児童相談所と児童家庭支援センターの機能の分け方として、児童相談所はより専門的で、またより重い相談を扱う、またこのセンターはそうではなくて軽い相談を扱うんだというように言っているやに私、正しくないかもしれないんですが、聞いております。ここが一つ問題でありまして、有機的な連携というのをよくおっしゃいますのでこの辺を——どうも役人が考えますと有機的連携といふのはピラミッド型をすぐ想定しまして、何か中央にコンピュータがあり、高度な専門家がいの相談室があり、そして身近には、そんな力はないけれども、何かあったら上にすぐ連絡すればいいようなものがあればいい、こういうふうに考えがちで

あります。これはよく医学の体系をモデルにしてしまふんですけれども、この辺はぜひ慎重にお考えいただきたい。医学というものは非常に精緻な診断分類というのができておりまして、それに基つき同じ資格を持ち、同じ専門性を持った医者が配置されているわけでありまして、この辺を相談というふうな心理的なものにそのままスライドさせない方がいいと思ひます。

簡単なその理由を申し上げれば、相談に行く人にとってはどの問題もすべて一番重いわけでありまして、重いのがゆえに相談に行くわけでありまして、何が軽い相談であるかどうかということとは実はないわけでありまして、この辺も御注意を申し上げたいと思ひます。

次に、もう一つお聞きします。里親制度でありましたが、今回残念ながら改正にならなかったというところで、昭和六十三年に実は大幅な改正がありまして、里親さんにはそれまでは言うならば名士がなる、お金も財産も土地も家もあるという方が里親になるというふうなイメージが非常に強い制度だったんですが、ここですべてではなくしてすべての方が自分の力に依りて児童福祉に協力していただく、具体的に言えば例えば資産を必要としないとか、共働きの方もいいんだ、ですから当然保育園も保育所も利用していいんだ、こういうように改正をしたわけでありまして、このことは徹底されているんでしょか。最近、何かそのようなものではないかと、やはり里親というのは特別な方しかないなというふうな運用がなされているというふうな声も聞くものですから、ちょっと心配になりましたのでお尋ねいたします。

○政府委員(横田吉男君) 御指摘いただきましたように、昭和六十二年に通知の改正を行いました。里親の要件につきまして、特別の篤志家だけではなく、共働き家庭、あるいは資産がない人も含めまして、養育能力なり熱意等があるというところを主な認定基準として里親になっていただくようにしたところがございます。

この趣旨につきましては、これまでいろいろな里親に関する手引等も書いておりますが、周知に努めてきたところでございますけれども、現実には共働き家庭のような場合におきましては子供を育てるというのとはなかなか現実には難しいという面もあるかと思ひますので、実例としては少なくないという面があるわけでありまして、この趣旨につきましては私も今後とも周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○山本保君 次に、施設の最低基準の見直しについて、先ほどお話が出ましたのでダブるところはやめまして、ちょっとお聞きしたいんです。

今回、委員の皆さんと一緒に施設を見に行ったときに、口々に非常に居室が狭いと、そうおっしゃられました。私もそう思っているわけですが、けれども、先ほど局長のお話では教護院の方が面積が広いんだと。ただ、これはからくりがあるわけであって、教護院は教育のための教室の施設だとか運動場とか、こういうものを含めた面積を今言われたわけで、そこだけ聞いていけば当然広くなるのは当然の前です。養護施設はみんなな学校へ行っているわけですから、そういうところをはつきりさせていたいただきたいです。つまり、今まで教護院では、これは極端な話ですが、この前も東京都の施設で一人部屋があるという御説明がありました。そこはどうかという人が入っているか。これはもうこれからすぐに一人で自立をしていくために訓練のために入っているんだと。私、非常にいいことだと思ひますけれども、実は残念ながらこれまでこの世界では、一人部屋といふとまさに独房でありまして、悪いことをした人を入れるところだ、こういうふうなことが実は昭和二十年代からこの辺の運営要領というのがあります。もう非常に古いのがいまだに生きていっているのは大問題でありますけれども、これはきょうの話題じゃないのでやめまします。

つまり、一人の空間を一人で守りながら自分自身にかかわるものを大事にし、そして自分を大事

にし、自分に自信を持っていくということが、これが処遇の基本でなくちゃなりませんけれども、今までともすれば集約的に命令一下動けばよろしいというようなことがなされておったのも事実なんです。まさに、教護院を自立支援施設にして変えていくというのには、そういう処遇の考え方も変えていかなければならないと思います。

きょうは処遇の考え方ではなく、施設の基準について言いますが、居室は教護院の面積の方が養護施設よりも狭いというわけでありまして、これは問題でありまして、特に年齢からいましても教護院というのは中学三年以上というものが大半であるとの前もお話があったわけでありまして、養護施設の場合は中学生、高校生になりますとだんだんと面積が広くなるようにこの間改善されてきておりますのに、どうも教護院の方はおくれであるようにあります。

これは厚生省だけの問題ではなくて大蔵省との交渉になると思いますので大変かと思っておりますけれども、ここはぜひ頑張ってください、教護院に対するイメージを変えるためにもその面積は大きくしていただきたいと思っておりますけれども、局長、ちょっと一言、よろしいでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 最低基準の見直しにつきましては、質の高いサービスができるだけ柔軟に行えるように、私も今後中央児童福祉審議会の御意見等もお伺いしながら年度予算編成に向けて検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○山本保君 それでは、時間も詰まってきたので、ここで保育所についても一度確認の意味で、確認といいますが、この前いろいろお聞きしたんですけれども、同じ質問になるかもしれませんが、お聞きしたいと思っております。

最初に、これはこの前の参考人の方からのお話でございましたので、それを少しフォローしていただきたいと思いますけれども、情報提供ですね。市町村、そして保育所が個別に法律の規定によって情報提供をするというふうになっておりま

すけれども、これはどういうことを意味しているのか、御説明願います。

○政府委員(横田吉男君) 保育所を選択する場合の基礎的なデータとして保育所に関する情報というのは極めて重要になるということでございまして、この中身につきましては、例えば保育所の名称、所在地などのほかに保育時間、何時から何時までなのか、保育料がどの程度なのか、定員と入所状況がどうなのか、延長保育や低年齢児保育などどう実施しているのかといったようなことにつきまして考えているところでございます。

また、保育所自身も情報提供を行うことになっておりますが、個々の保育所ごとの保育の方針でございまして、一日のスケジュールがどうなっているとか、保育の配置状況、施設の状況等、保育所の個別な事項についての情報を想定しているところでございまして、今後ともその実施に向けてさらに詳細に検討してまいりたいというふうに考えております。

○山本保君 市町村の行う情報といえますと、はっきり言えば保育所ごとの比較ができますと、このことで一層の努力をお願いするというところであるかと思っておりますけれども、保育所が情報提供をするとなりますと、これはもう、この前参考人からお話がありましたように、保育内容についてしかありません。ですから、この考え方はその子供さんに合った保育内容を、かといって千差万別で全部というわけにはいかないかもしれません、これは専門家としてさまざまなバリエーションを持った保育内容、例えば教室があつて一時間目からというものは、これは幼稚園ですが、こんなような形ではない、個々の子供に合った保育が行われますよというのを売りにして、ぜひいい保育園に、またはいい先生に子供たちがめぐり会う、そしてそのことをもって先生、保護さんたちも頑張っていたら、こういうものにしていただきたいと思います。次、もう一つお聞きしますが、措置制度を改めるといことは市町村の入所の責任を後退させ

るといことはないのでしょいか、この辺についてお聞きしたいわけでありまして。

まず、これまでは市町村と保育園との関係というのは公法に基づく委託契約関係であると、たしかこういふふうに説明がされていたわけでありまして、これも、これは今度変化があるのでしょうか。具体的には、例えば保育園の中で事故が起きたときなどは災害共済給付というふうなものが行われることになっておりますし、または市によって独自に責任が強いのかどうかというところで、ところが、もしこれが今度は、措置というところでやっただんじやないんだから、そんなことはしないでいいんだというふうなことになるってきかたでは、これは今までの御説明と違ってくるわけでありまして、今度の法改正によって保育園と市町村との間、この間の法的な関係には変化がないのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

○政府委員(横田吉男君) 市町村と保育園の関係につきましては、今回の改正におきましても従来どおり委託関係ということでございまして、市町村が保育所に対して運営費を支弁する仕組みになっております。

また、御指摘のございました災害共済給付等につきましては、今回の改正によりましても対象になるという点については変更がないということでございます。

○山本保君 それでは、国のことでございますけれども、この改正によって国が公費負担を後退させることがない、また二分の一の国庫負担を変更しないと今もお話ございましたし、法律にもありました、重要なことでありますのでもう一度お聞きいたします。

これはそういうふうに考えて間違いございません。○政府委員(横田吉男君) 今回の保育制度の改正は、国の公的責任を後退させるものではなく、保育所に係る国庫負担規定を変更するものではございません。

○山本保君 それでは、保育料について、これも繰り返しになりますと思っておりますけれども、もう一度確認してお聞きいたします。

今回、法改正の審議に当たって、その資料として保育料の徴収金基準額表が示されて、それが現行十段階から七段階に簡素化された。これは国と地方との間の精算基準にすぎないのであって、実際の保育料とは関係ございせんよということは何度もおっしゃられていたわけでありまして、けれども、しかし保護者の一部にはこのことは直接的な保育料値上げに連動するのではないかと非常に強い懸念があることも事実でありますので、これについてもう一度お伺いいたします。

今回示された保育料の徴収金基準額表というのは国と市町村の精算基準であつて、具体的な保育料をどのように決めるかということとは各市町村が決めるものであるということについて、これで間違いはないか、お聞きしたいわけでありまして。

といひますのは、私は、大臣の先ほどのお考えとはどうかと思ひますけれども、やはりこの場合、各自自治体は将来のためにもまず保育料を安くするためにみんな頑張っているわけでありまして、この辺の努力、そしてそのために頑張っている市の議員さんやお母さんたちのことを考えますと、もしこういう努力をしていることを関係ないというふうなことになることは困るわけであり

ます。ですから、この法改正に便乗した保育料値上げがあつてはならないと私は思っているものですからお聞きしたいわけでありまして。先ほど申し上げたことについて間違いはないか、お答えください。

○政府委員(横田吉男君) 国が定めます保育所の徴収金基準額表は、国と地方公共団体との間の国庫負担金の精算基準というところでございまして、この基準額表の所得階層区分が現行の十段階から仮に七段階に簡素化されたといひましたけれども、市町村がその実態に応じて保育料を設定するといひるのを妨げるものではございせんし、この意味で保育料の簡素化は市町村における保育料の引き上

げと直接的に連動するものではないわけでありま

具体的な保育料の設定につきましては、あくま
で各市町村が条例等に基づき、市町村の判断で行
われるものでございまして、それぞれの地域の実
情においてさまざまな御苦労をされているという
点については私も承知しているところでござい
ます。

なお、国の徴収金の基準額表自体は十年度予算
編成におきまして定められるものでございませ
う、今後その中で私どもも対応してまいりたいと
いうふうに考えております。

○山本保君 やはり行財政を進めるに当たりま
してはいろいろな形で現場と、また個々の感情とはず
れるようなところがあるかとも思います。そのと
きにクールな形で進めなくちゃならないというこ
ともわかりますけれども、ぜひ国はそれとともに
温かいハートを一般の方にもわかるようにいろん
な形で示していただきたいと思っております。

今お答えがございましたので、この辺について
はより慎重に、法律の中にも家計への影響を考慮
してというのがきちんとあるわけでございますか
ら、この条文の重みをよく理解してまいります
か、それに従って運用していただきたいというこ
とを申し上げます。

つまり、今度の徴収金のことでございますけれ
ども、平成十年度の予算編成の中でこれを決めて
いくということでお聞きしておりますけれども、こ
れでよろしいですか。

○政府委員(横田吉男君) そのとおりでござい
ます。

○山本保君 それでは、これに関連しまして
ちょっと申し上げます。

先ほどの御返事の中に弾力化というのがありま
して、ちょっと心配なところがありますので、こ
れは通告しなかったことですからお答えは結構
です。前にも申し上げたことがあります。弾力化
というのは、何もせずにやりますと大体低いレ
ベルに行くんですね。低いレベルにだんだん行っ

てしまふ。例えば、これはお年寄りの施設でもあ
りましたし、国もよく言うんですが、よく使われ
るキーワードが、処遇水準の低下をもたらさない
ようにという言葉がすぐ出てまいります。前にも
申し上げましたので繰り返しますが、処遇
水準の低下をもたらさないように弾力化してい
くのではなくして、処遇水準を上げるように弾力化
するということをいろんなときにきちんと徹底し
ていただきたいと思っております。

そのためにはぜひ、この前は措置費についても
給与分についてもお伺いしましたし、情報もあり
ましたけれども、国の考え方は、今現実に出して
いる給料がどういうふうですか、それを調査し
て、よってこうである。例えば、先日の参考人
の資料にもありましたが、現実には老人の施設と
比べれば養護施設の方が給料が安いじゃないか
、おかしいじゃないかというのに対して、いや、こ
れは現実がこうなっておりますので、国の税金を使
うわけですから現実以上に払うということではで
きない、それはむだ遣いだ、それは許されない、こ
れが答えになるわけですね。

しかし、ここは現実といえども、その現実
はもともと国が設定した基準でもって施設は払
うわけですから、これはいつまでもたつてもそんな
ことを言っておいたらよくなるわけがないわけ
です。ここはぜひ、例えば二、三年分前倒しで、そ
の分のお金は必要になってきますからそこは何か
の形で融資をするとか、もう少し気を配った行政
をしていただいて、現実が一歩も二歩も向上する
ような手を打っていただきたい。現実を追求する
ような行政をやっておいたら皆様方のような方が
一生懸命やる必要はないわけでありまして、ぜひ
現実をよくしていくというふうにお願ひしたいと
思っております。

時間が参りましたので最後に、厚生大臣、いろ
いろお話し申し上げましたけれども、これからの
子育て支援について、また児童福祉の向上につ
いて所感を聞かせたいと思っております。
○国務大臣(小泉純一郎君) 今までの審議を通じ

まして、だれもが子育ての重要性を認識している
わけでありませう。

今後とも、大人が子育て支援環境を整備してい
かなければならないという責任を感じながら、あ
らゆる面からの支援体制をとっていく必要がある
と思っております。努力をしていきたいと思いま
す。

○山本保君 どうもありがとうございます。
○委員長(上山和人君) 本案に対する午前の質疑
はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩
いたします。

午前十一時二十四分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(上山和人君) ただいまから厚生委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、児童福祉法等の一部を改正
する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○清水澄子君 最初に、児童家庭支援センターに
ついてお伺いしたいと思います。

今回の法改正で児童家庭支援センターを法的に
位置づけて相談機能の充実を図ろうとされたこと
は、私は評価をしたいと思っております。

その上でお尋ねするんですけれども、児童家庭
支援センターは全体として何カ所ぐらいを考
えられておられるのでしょうか。また、厚生省は児童福祉
施設での実施を考えておられるようですけれども、
現在、種々の施設全体で実施をもしやったらど
うしても約七カ所所なんですね。これだけで本
当に支援センターとしての機能を果たせると考
えかどうか、お尋ねします。

○政府委員(横田吉男君) 児童家庭支援セン
ターの整備につきましては、できるだけ地域の住民
の方々に身近なところで相談できる体制の整備とい
うことを考えておられて、私も地域の中で中
心的な役割を果たしております。これはそれな
るに附置するということを考えております。
このセンターは二十四時間対応も可能だとい

ことを一つ念頭に置いておられますと、必要
がある場合には一時保護もできるというよう
なことを考えますと、そういった養護施設等が
一通りしていただかないかという考えに立つ
ものでございまして、これをどういうふう
に整備していくかということにつきましては、
児童相談所の配置がどうなっているのか
等の調整もしながら地域の実情に応じて
整備されるように努力してまいりたいと考
えております。

具体的な数につきましては、今回の改正を踏ま
えまして、各地方からも十分ヒアリングを行
いまして、それに基づき十年度予算編成に向
けて検討してまいりたいと考えております。

○清水澄子君 私は、やはり子供を取り巻く状
況とか親の置かれた状況とか非常に大きな
問題が起きておりますので、いろいろな社会
資源を有効に活用して、そして総合的な
相談ネットワークを築いていくというのは
とても今必要なのではないかと思ってい
ます。

そういう点で、福祉事務所を設置している家
庭児童相談所の活性化を図っていくという
ことと、それから民間ボランティアが実施
をしております相談機能との関係など、ど
ういうふうにしてネットワークを形成し
ようかとされているのか、お尋ねします。

○政府委員(横田吉男君) 御指摘いただきま
したように、地域の子育て機能が低下して
いる中で児童虐待等がふえていくというこ
とで、こういった事態に対応していくために
は、児童関係ではやはり児童相談所が中心
になって当たっていただく必要があり
ます。それだけではなくて、今考
えております児童家庭支援センター、そ
れから地域の児童委員あるいは各種児童
福祉施設、それから福祉関係者、そのほか保健
と教育関係、司法関係の団体も含めま
して地域のネットワークがうまくつく
られていくというのが重要ではないか
かと思っております。これはそれな
るに附置するということを考えてお
ります。このセンターは二十四時間
対応も可能だとい

りについて努力してまいりたいと考えております。

その中で御指摘がございました家庭児童相談室というのは福祉事務所の一機能としてつくられている部署でございますけれども、それなりにこれまで役割を果たしてきたというふうに考えておりますが、非常勤の職員がほとんどだということもありまして、また一カ所当たり平均一・七人というふうなことで、どちらかというと本来果たすべき機能が十分果たされていないというふうなこともあると思います。これについては、今後、児童家庭支援センターができる中で、それとの調整をどうしていくかということが問題になっていくのではないかと考えております。

また、地域の相談体制の厚みを増す上におきまして、ボランティアの方に大いに参加していただくということも必要ではないかと思っております。こういふ点も念頭に置きながら地域のネットワーク体制の形成を図ってまいりたいというふうに考えております。

○清水達子君 次に、私は児童福祉法の改正の中で一番気になる、欠落している部分として主張してきましたのが三十四条の禁止行為のところなんです。この点では厚生省もその条文の中にまだ昭和二十年代の子供の状況に照らした禁止行為など非常に不適切な表現があるというところはもう認識をいただいていると思うんですけれども、私はさらに今日のな子供と買春とかポルノとか性的搾取とか虐待とか、そういう新たな問題をどうしても法律の中に禁止行為の規定として見直していくことが非常に必要だと思っております。

そこで、私、ぜひ大臣に聞いていただきたいんですけれども、実は今、世界では何百万人もの子供たちが大人たちの性の道具として売られているわけですね。アジアでは特にタイとか南アジアが多いんですけれども、十六歳以下で百万人の子供たちが性産業へ売られて働いているという、このことが実は国際社会で非常に大きな問題になってきております。そしてまた、日本は特に子供たち

をポルノの対象として児童ポルノをたくさん製造して、そしてそれを販売して世界に輸出しているという状況で、これが絶えず国際会議で、日本はそれに対してほとんど法的な規制もない、その問題に非常に政治が無関心だということと批判を受けているわけです。

それとあわせて、この委員会でも問題になったんですけれども、日本の国内でも援助交際という名の売春行為、それからテレクラ売春とか、そういうものが当たり前のようになつた社会に広がっている。そういう意味で、子供売買春が社会問題化してきていると思えます。

そして、今申し上げたように、私もずっと見て回りました。余りそういうことをよく見ていなかったんですが、一般書店やコンビニに本当に子供の、八歳の何子ちゃんとか六歳の〇〇子ちゃんとか、そういう子供を被写体としたポルノのビデオとか雑誌がいっぱい売られているんですね。それらは今の児童福祉法三十四条の禁止行為には児童に淫行させる行為は禁止と、これはさせたときというのであつて、それを犯した者というのは全然対象にならないんですね。

ですから、国際的に問題になっているのは、子供は自分から私をポルノに使ってくださいいなんていうのはないものであつて、これは大人が子供を使つて金もうけにしたり自分の性を満足させたり、そういう形で搾取をしている、またそれが子供の人権を侵害し虐待していることだと。子供のときにそういう対象にされたら子供は生涯非常に深い精神的な傷を負い、そして健康上もいろんな問題が起きていて、それを国際的には各国でどのようにケアしてリハビリして自立した社会復帰ができるか、大変な研究と努力が今行われているんですが、日本は今度の児童福祉法の改正でもほとんどそれらは対象にできない、やらないといふ、こういう問題がございます。

私は、たまたま昨年八月にスウェーデンで、これはスウェーデン政府とユニセフが中心になって呼びかけて子供の商業的性的搾取に反対する世界

会議というのが開かれました。この会議は、世界各国から百二十六カ国の政府と約二十の国際機関の代表と、そして五百のNGO、そういう人たちが参加をして、そして世界から二〇〇〇年まででこういう問題をなくしていこうじゃないかと。これは大人が子供たちの人格、いわゆる子供は未来だ。その未来を大人が破壊しているといふのは二十一世紀という私たちの本来の未来はつくれない、大人の責任とされているのは子どもの権利条約の履行なんですね。三十四条がまさにそのことを各国で責任を持ってやりましょう、それを国際協力しながらやりましょうということなんです。

そこでも、実は政府代表で私は行ったんですけども、非常に恥ずかしい思いをいたしました。日本の子供のポルノ、それが世界じゅうに回つてきて、自分たちがどんなに国内で一生懸命それを教育して日本から入ってくる。そして、同時にアジアの各国では日本の男性のそれこそ地位の高い医者とかそういう人たちが今逮捕されていますね。そういうふうなことが全然日本の国内で問題にならない。その上に日本の国内では子供たちが自分で自分の性を売るといふのが社会で非常に広がっているといふのは実に自分たちは理解できない、納得できるように説明してくださいといふ、そういうことを口々に言われて私は非常に恥ずかしい思いをいたしました。

そして、そこでは今後二〇〇〇年までに各国が真剣にこの子供の人権に対する認識を社会に広げていこう、そしてもっとそれぞれの国の法律とか規則をちゃんと、本当の意味で法が今の時代に合っていない国が多いんだといふことで、各国はほとんど七〇年代から法改正は進んじやったんですけれども、それをもっと徹底していくと。それから、これは一国だけではだめだと、国際協力が必要だと、それは司法の面でも警察の面でも国際協力が必要といふふうなことがあつて、そしてその被害を受けた子供をどうリハビリテーションするのか、こういうことで宣言と決議が決められ

て、それをずっと各国なり、またはそれぞれの地域で、地域というのはアジアならアジア地域でフォローアップしていくことを約束したわけですね。

そしてまた、もうそろそろ一年たち出したところなんですけど、E.U.なんかはすぐ欧州議會を開いてそれぞれのフォローアップをどうするかということを実行に討論していただきましたけれども、実は五月二十二日にはマニラで、これはラモス大統領が中心になつて、マニラの政府が中心になつて、今度は世界の観光業界とかそういう人々を集めて、そして児童の商業的性的搾取をなくしていく観光業界の社会的責任というので會議が開かれます。そこでもまた日本のことが課題になっている。全然日本は進んでいないといふことで課題になっています。そして、さらにそれに続いて日本

で、東京で五月二十八日に、スウェーデンのシルビア女王妃がおいでになつて、これもユニセフとの共催なんですけれども、「児童の商業的性的搾取に反対するストックホルム世界會議のフォローアップ會議および国際シンポジウム」が開かれます。私のところにも案内が来まして、きちんとこの中では日本の国内の法制化の問題をみんなと研究したいと、そして日本の中でこの子供売買春といふのはどうしてこんなに野放しになっているのか、このことについてモニターしたいとか、そういうテーマが寄せられてきております。こういうことは私が個人的に言っているのじやなくて、非常に国際的にこのことは今大きな問題になってきております。

ですから、日本が何もしないといふこと、特に子供ポルノといふことについてもっとこれをしっかり注目してほしいという大変強い要望が来ておりますので、三十四条だけではできないんですけれども、まず三十四条の禁止規定にはつきりこれらの子供に対して大人がやってはいけないこと、性的な搾取とか虐待は禁止していくといふこと、性被害を受けた子供をどうリハビリテーションするのか、こういうことで宣言と決議が決められ

ちょっと処罰されなきゃいけないんですけれども、そういう面ではこれらの点を私はぜひ児童福祉法の改正が必要だと思っておるわけです。

ですから、こういうことについて今後ぜひ取り組んで、早急にこれに取り組むというのをぜひ私はひとつここで約束いただきたいんです。そうすれば国際会議で日本もやっと取り組む課題になりましたというふうに私は報告できるんですけれども、ぜひよろしく願っています。

○政府委員(横田吉男君) 児童買春あるいはポルノ等の問題につきましては、私も児童の健全育成を図っていく立場にある者としていたしまして大変深刻な問題であると思っております。現行の刑法等におきましても処罰対象になるというようなことで一応の対応が図られておるわけでありましても、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって自己の支配下に置く行為をした者を処罰対象とするというような規定がございます。この適用に当たりますと、個々の対応を十分判断していく必要があるかと思っておりますけれども、この見直しにつきましては、先生御指摘ございましたように、国際的な協力体制をどうしていくか、あるいは罪刑法定主義のもとでの表現の自由との関係とか、さまざまな範囲にわたって検討する問題がございますので直ちに改正というのとはなかなか難しいかと思っております。用語の問題も含めまして関係省庁とも連携をとりながら今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

○清水澄子君 ぜひ真剣にお願いいたします。次に、これも毎回、この間も大臣から不登校児は必ずしも反社会的行為とは見ていない、そして今度の児童自立支援施設の入所対象児とは考えていないんだという御答弁をいただいて安心をしているわけですが、実は厚生省自身の統計分類の中に、「非社会的問題行動」という中に「登校拒否」が入っているわけですね。そして、「反社会的問題行動」と書いて「怠学」と書いてあるんですね。ですから、今まで回答いただいたことをやっ

ぱりちゃんと実行していただきたいと思うんです。

それから、そういうものが入っているわけですから児童相談所では不登校イコール情緒障害、こういうふうな決めおるんですね。それは実際にあるんです。そして、これはつい二、三日間、東京都立説明学園、その問題行動の状況という一覽表を見ましたら、ここに「窃盗」から「万引き」という順番の中にやはり「怠学」と「登校拒否」、こういうのをちゃんとずっと反社会的行動をとった子供と同列に並べてあるわけですから、これは今後早急にそれぞれ厚生省内の児童福祉施設を点検してこのことを改めていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(横田吉男君) 現行の教養院の入所対象児につきましては、御承知のように、「不良行為をなし、又はなす虞のある児童」ということで、不登校そのものは反社会的な行為とは考えられませんので、これだけを理由として入所対象になつていないというふうなことは考えております。

最初に児童相談所に相談に来られますときに、不登校というようなことで来られた者がいるんな問題行動等も勘案して入所される場合もありますけれども、そういった場合が統計上不登校というような形で分類されているのではないかとこのように考えておりますけれども、今後こういう点について誤解が生じないように私も分類の仕方を含め検討してまいりたいというふうに考えております。

○清水澄子君 私は、施設に働く人だけじゃないんですけれども、特に子供の福祉施設に働く人たちがとか相談に応ずる人たちにもっと子供の人権に対する職員研修が重要だと考えております。それはやっぱりもう一度これから子供に対する価値観を変えなきゃならいまして、大阪がこういう「子どもの権利ノート」、施設に入所する際に、あなたはこういう権利があります、こういうことができますという、「子どもの権利ノート」を配布しているわけですね。ですから、ぜひ私は国としても政府としても、子どもの権利条約の周知広報といいますが、あなたにはこういう権利がありますよ、こういうことを大事にしましょうというのを周知徹底するような積極的な対応を求めたいと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(横田吉男君) 子供の人権の尊重につきましては、これは社会全体で取り組んでいかなくてはならない重要な問題であると思っております。私もこの五月にやっておりますけれども、こうした中におきましてもこの児童の権利に関する条約の普及啓発というのを一つの項目に取り上げまして取り組んでいるところでございます。また、児童相談事例集というのでも毎年出しておりますけれども、この中におきましても先生御指摘ございました大阪府の「子どもの権利ノート」なども取り上げておまして、こうした取り組みについて各都道府県に普及させるようなことも含めまして努力してまいりたいというふうに考えております。

○清水澄子君 次に、保育の質を高めるといふ観点から、私は保育所の最低基準の引き上げについてお尋ねしたいんです。現行の最低基準を見ますと、保育の配置基準というの、ゼロ歳から二歳児では六人に對して一人ですね。三歳児で二十人に對して保育一人、四、五歳児では三十人に保育一人というふうになつておりますけれども、アメリカなんかはゼロ歳児は一人、一歳児は二人、二歳児は三人、三歳児は四人、四、五歳児は七人に一人、イギリスなどは三人に一人ですね、ゼロ歳というの、三歳で四人に一人、五歳以上で五人に一人と。

実は保育というの、保育所は乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にその生活時間の大半を占めているんだということを保育指針にも書いていらっしゃるんですけど、

も、まさに私はそういうときにどういうふうに、大臣もいろいろこの間から御発言をいただいている中で、子供が親から、また周辺の人たちからどのように愛されているかということがやはり実感されるような、そういう育ちの環境が非常に大切だと、私も全く同感でございます。

そうすると、それは家庭においても必要だし、今度は保育所は親にかわって親のいない間をそういう家庭的な雰囲気の中で子供を愛情を持って育てなきゃならないんですが、そのときに保育士さんが三歳ぐらいで二十人に一人ではとても一人一人に手が届かないから一斉に御飯を食べさせるとか、そういう意味で保育の質を高めるといふのは、そういう意味で保育の質を高めるといふのは保育士の配置基準をやったりも受け持ちは少なくして、ゆつたりした人数を必要としていると思うんです。

続けて、それとあわせてお伺いしたいんですが、日本では、私なんかは女性ですからよその国に行くときに保育所なんかを見に行くんですが、食べる場所と寝るところと遊ぶところが一緒の部屋というの、日本だけですね。やはり食べる部屋はちゃんと食堂があり、寝室と遊ぶところは別なんですね。日本は一つの部屋で全部やるわけですね。これはこの保育所の構造とか面積とかの最低基準が貧しい人の子を預かってやるという、そういうところから出発をしてくいたのであって、本当に子供の最善の利益を私たちが保障していくような、そして本当に子供がゆつりのある中で育つていくというのは私は精神形成でも情緒形成でもとても大事だと思うんです。

そういう意味でも、私は今日の最低基準というのはどうしても改める必要があると思っておりますが、それはどのようにお考えですか。

○政府委員(横田吉男君) 保育所の保育士の配置基準についてでございますが、基準としては先生御指摘があったような基準でございますけれども、私も延長保育でございますとか、開所時間の延長ですとか、乳幼児保育ですとか、それぞれ特別

保育事業等で各保育所が御努力いただいている度合いに応じて、保育料を減額する等、これまでも努力してきたところでございますけれども、今後におきまして時代の変化にふさわしいあり方について検討していかなくてはならないのではないかと考えているところでございます。

ただ、最低基準でこの保育の配置数を上げるということになりまして、それだけ保育のコストが上昇いたします。利用者負担も上がってくるというふうなこともございますので、やはりサービスの質の確保を図る観点と、これをいかに効率的にやっていくかという観点も必要ではないかと、いふうに考えております。こうしたことも踏まえまして、いずれにいたしましても中央児童福祉審議会等の御意見等も伺いながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、設備構造あるいは面積の基準につきましても、どうしたものかよろしいか、今後審議会の御意見も伺いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○清水達子君 その保育のコストというのが結局保育の質と直接関連するわけですから、それはやはり保護者に負担が全部行っちゃうというだけでは問題は解決できないと思います。やはり、保育に對しての公費の援助というのはとても重要な私は第一条件になってくると思います。

そこで、今回の改正でこの保育所行政がこれまでの措置的なものから利用者が選択できるというものに改正されるわけですが、いわば保育所に市場原理を持ち込んでいくという、そういう懸念が非常に多くあります。そういう中で、これがやはりある程度いろんな注意をしないと、安からう悪からうの市場原理が働くんじゃないかという心配は関係者の間に非常に多いわけです。仮に市場原理をもし持ち込むのであれば、同時に保育内容というサービスの内容のあり方を確立していかなくてはならない。特に子供に對してそのサービスの質というのは、それは自由競争だけでは私は非常にこれは問題が出てくると思います。そこで今度

の改正案に對して大変みんなが心配をしているわけですが、

そこで、本場に子どもの権利条約が言う子供の育ちをどのように保障していくのかということの中でのうしろも不可欠な条件としては、やはり国の財政的な、公費の財政的な支援というのは私は不可欠な条件だと思えます。

そこで、私は大臣にぜひ本場に考えていただきたいし、私たちも考えたいわけですが、平成八年度の予算で見ますと、保育所運営費の国の負担は全体の四分の一の二千八百五十四億円でしかないわけですね。保育児一人当たり年間十七万円なんです。一方で、これは非常に例はよくないんですが、一応挙げますと、まだ不十分な状況に置かれてはいるという特養ホームでは一人当たりの国の費用は一カ月二十七万一千円負担をしているわけですね。

そういう意味でいきますと、公共事業でのむだ遣いとか特殊法人への財政のいろんなむだ遣いというふうないろんな問題をもっと吟味すれば、年間に二千八百五十四億、たったこれだけを私たちは次の社会を担う子供の保育費用として使っている、私はこの現状をやっぱどこかで変えていかなきゃいけないんじゃないだろうか。このことは、やっぱり私たち大人が次の世代の子供たちに、いわゆる人間に對するといえますか、未来に對しての投資が非常に私たちが今までは不十分であつたんじゃないだろうか。そういう点ではよく、一昨日の参考人もおっしゃったんですけれども、ニュージールランドなんか非常に構造改革をやっているんですが、しかし子育て支援の拡充はやはりきちんと有効に行っている。そういう中で子育てに係る公費はニュージールランドはむしろ四倍にふやしたという報告があります。

だから私はこの際、選択性の導入に伴ってひとつ思い切つてこの財政配分のあり方ということについて大臣はぜひひとつ考えていただきたいし、そして私たち大人全体が本場にこれからの子供た

ちのために、または地域の子育て支援のために私たちは投資をしていけるようなことをやりながら女性の就業、就労の拡大、いわゆる雇用の拡大を図っていく。それから、施設に働く人々もまた雇用の拡大が図れます。それでもって税収入源もふえていくという、こういう形の財政のあり方、そして特に保育における公費負担というのをぜひ考えていただきたいと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 保育に関する予算が二千八百五十億程度、それに比べますと平成九年度、今年度の予算の中で十六兆円以上のお金は何の新規の政策需要に使えない、今までの借金の利払い償還に回つてしまつた状況を我々政治家はどう考えるのか、国民はどう考えるのかということ。真剣にもっと私は議論すべきだと思います。十六兆円です。十六兆円というお金が何の新規の政策需要に使えない、ただ国債を買つてくれる人の懐に入っちゃう。こんなばかんなことを我々今までやってきたのか。知らないうちに若い人にツケを回してきているんじゃないかな。現在の納税者がこれだけの負担をしなければならぬ。だからこそ行財政改革をしなければならぬ。確かにそれに比べれば二千八百四十億、私も少ないと思います。

ニュージールランドの例を出されましたけれども、ニュージールランドは郵便局を民営化しました。国がやらなくてもいいことをやっているから。税金の使い方がどうなっているのか、ニュージールランドは八万人の役人を四万人に減らしました。半分にはせました。私はこれぐらいの行財政改革を今やらないとんでもないことになっちゃうと。

現在の人は税金を払うのも嫌だ、自己負担も嫌だ、国債発行して借金をしよう。気がついてきたらこのような借金財政になっちゃう。だからこそ今、行財政改革をしなければならぬということ。真剣になつて。この取り組み、財政構造改革五原則を橋本内閣は打ち出しました。総論はみんな

な賛成です。増税はいけません、国債発行はいけません、一切の聖域なく歳入の削減に踏み込みます。そういう中で本格的な行財政改革をやつて、必要ならどこで税金を今使っているんだから、本場に必要ならどこにもと国民の大事な税金を使おうじゃないかという中で、高齢者にまかすとも劣らない次代を担う子供たちに對しての支援体制を大人が考えていかなきゃならない、私はそういうふうに思います。

○清水達子君 その大臣の熱意、私も賛成です。だけれども、子供の本場に大事なところにお金を税金を使えるように、ぜひその点は、子供のこの部分は聖域とは言わないで、ぜひひとつよろしくお願いいたします。

エンゼルプランなんです。これは目標値と実際の進捗状況というのは非常に大きな乖離があるわけですが、それは今後本場に五年の間に予算上の目標の数字のとおり実行できるんでしょうか。時間が短いので、ちょっと短くしてください。

○政府委員(横田吉男君) 緊急保育対策等五カ年事業、ちょうど二年目が終わったところでございまして、三年目にこれから入るところでございまして、中には、先生御指摘がございましたように、うまくいっているものとそうでないものとがございまして。私も、残り三年間、いろんな工夫を図りながら、また地方の状況も見ながら、保育所の取り組みが進むような方策の検討を含めまして、事業の着実な推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○清水達子君 特にエンゼルプランは労働省、厚生省、建設省、文部省が一体となつて総合的な子育て支援策を具体化していくというもつと積極的な努力が私は必要だと思えます。ですから、これをぜひ私は政府の中に各省の大臣が責任を持つ推進本部を設置すべきだと。これは私の意見ですが、後はど大臣からまとめたところでお答えいただきたいと思ひます。

それから、これもひとつ大臣にぜひお答えいた

だきたいんですけれども、今回の法改正には評価すべき点もございます。しかし、これまでの審議状況から見まして、法制度と実態との間に埋まらない問題や、むしろ今後課題を残した改正になっておりまして、したがって、今後この改正案の施行に伴って新たな問題がいつい生じてくるという可能性はあると思います。これは非常に新たな実験でもあるわけですし、ですから、そういうふうな問題が出てきたとき、それから法案審議で課題になった点に關して、特に子どもの権利条約履行のための法の見直しが必要になると思います。

ですから、ぜひ子供の人權についてやはりもう少し親も、それから職員も社会も全部価値観を変えていく、それから市民参加型の児童福祉というものをつくり出さなきゃいけないと思うんですけれども、それについても現在の法の古いところとか正すべきところは正していく、そういう児童福祉法の不断の見直しが必要だと思いますので、小泉厚生大臣、私はこれについて積極的な御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 我々を取り巻く環境は時代とともに大きく変わっております。特に、保育関係にしても当初は親御さんのいない、そういうお子さんを預かっていたのが保育所の大きな役割だった。それが現在のようになり、女性家事、育児だと思っていた状況が当然女性と一緒に男性と同じように仕事を持って生きがいを感じながら子育てをしたいというふうに変わってまいりました。また、保育所に預けるお母さん方、お父さん方の考え方もむしろそれを当然だと受けとめるように一般化してきました。このように時代は大きく変わっておりますし、そういう中で今回の法改正はなされたとしても、また環境の変化というものは出てまいります。私は制度の不断の見直しが必要だと思いますが、変わらないのは子供というのは将来の次代を担う重要な宝であるということだと思います。

そういう意味において、今までの子育てに對す

る家庭の機能も変化しておりますし、家族だけの責任というものの対しても限界がある、そういうところを社会全体で支えていこうという環境整備を今後とも不断に充実させていかなきゃならないと思っております。この法が改正になつたからもう事足りるということじゃなくて、不断の見直しと充実策を大人の責任として考えていく必要があると思ひます。

○清水澄子君 最後に確認の意味で、やはりこの間も確認させていただきましてけれども、この法律の議論、検討の中で三党で確認してきた事項というのは、やはり子育て支援のこのエンゼルプランを五年で打ち切らないで、本当にこれを拡充して公費の積極的な検討を図っていくとか、保育料についてもやはりこれまでの経過を踏まえて現行水準を後退させないようにしていく、そして、低所得者は当然のことですが、中間所得者、低年齢児にはちゃんと今まで以上にその辺に手厚い配慮をするということ、それから延長保育についてもこれまで市町村として実施してきた経過を踏まえて、そして利用者の利便も考慮しながら緊急五カ年計画を推進していくこととか。

それから、一昨日も参考人の皆さんたちから過疎地帯における保育所が三十人という規模ではもうそれだけ子供がいなくて、もっと高齢者やいろいろな福祉施設と一緒に合供でやれるような、そういう柔軟な弾力的な運用をさせてほしいとか、それから認可外保育所の皆さんたちが非常に多くの子供たちを保育している実態が報告されました。ですから、私はそういうことを含めてこの児童福祉法の理念などを引き続いて検討していただくこととあわせて、これらの審議されたこういう問題について、また三党で確認したこれらのことについて、今後ともぜひ大臣はこれを積極的に御推進くださいますことをお願いしたいと思います。

一言だけ、よろしくお願ひします。
○国務大臣(小泉純一郎君) 与党三党の間で確認されました趣旨等については、これをもう十分尊重してこれからの予算編成に取り組みたいと思つ

ております。

○清水澄子君 ありがとうございます。

終わります。

○竹村泰子君 参考人質疑を含めましてきょうで四日目、審議が続いております。かなりたくさん出てきたので言いきりなかつたところ、私はきょうのこのままで言い足りなかつたところ、それから確認の意味で少し答弁を求めていきたいと思うところをお尋ねしたいと思ひます。

今、清水議員の方からお尋ねがございましたけれども、最初に三十四条のいわゆる禁止行為、このところから早くから市民団体、女性団体、宗教団体などから要望がございました。また、五五五の団体が売買春問題ととりくむ会というのをつくっておられますけれども、この会は売買禁止法を獲得した団体の後ろの組織といひますか、国内の売買春問題、また日本とかかわりのある性暴力の問題などに取り組んできたところでありまして、日本では少女が売買防止法五条違反、公然勧誘をしても罪に問われるのに、買春の男性は処罰されない。買った方は処罰されない。この矛盾した法体系を変えらるべく、児童福祉法三十四条の禁止行為の列挙項目に児童を性的に搾取する行為、買春と児童ポルノを加えるようにという署名運動を続けてこられたところでございます。

私も何となくこの御要望にこたえたいと思ひまして、ずっと法制局とも協議、議論を重ねてまいりました。このところは、先日の質疑で私もちょっと触れましたけれども、非常に微妙な問題かと思ひ切つて踏み込んで入れられなかつたということも考えまして、やはり児童を性的な題材に使用する行為あるいは児童を買春やポルノの対象とする行為、このことが、私たちが日常的に目に余る思いで見ているにもかかわらず、これの定義づけがなかなか難しいというふうに聞いております。そして、この禁止行為は罰則の構成要件となるわけですから、憲法三十一條の罪刑法定主義の趣旨からも十分に定義を、規定を明確にする必要

があるというふうな法律の専門家は考えておられるようで、私もそのあたりのところはそのとおりでと思ひます。

買春については性的な自由、性的な題材、ポルノについては表現の自由との関係が問題となつて、規制が非常に広がって広範なものとなるというところ。

それから、この児童福祉法の三十四條一項六号の「淫行」についてはどういふふうにか書いてあります。「性道徳上非難に値する性交又はこれに準ずる性交類似行為」、これは刑事裁判実務大系の「風俗営業・売春防止」というところを参照したものです。また、青少年保護育成条例の「淫行」は、「青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乘じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っている」としか認められないような性交又は性交類似行為」といふふうにかかれておりました。今回の改正では、私どもの希望したように、この三十四條に買春あるいはポルノに少女を使うことといひますか、そういうことが禁止行為としてはいれられなかつたということがございます。

法の見直しということも近い将来考えなければならぬと思つておりますので将来に向けての質問を今しているわけですから、そういうこととでどのようなお考えから、私が今幾つか例を出しましたけれども、今回強く望まれていたこれらの禁止行為の中に入れられなかつたのかというお考えを聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 児童ポルノを含め、いわゆる児童の性的虐待の問題については非常にゆゆしい問題であるというふうにか考えております。この問題については、現行児童福祉法におきましては、三十四條においては一項九号で、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって自己の支配下に置く行為といふものは禁止されて罰則の対象にもなっております。また刑法等におきまして、わいせつ物の陳列等が処罰の対象

になつてゐるというようなことで、実体法の面でも一応の対応が図られてゐるということがござい

ます。
今後どうするかにつきましては、先生の御指摘にもありましたが、定義の問題をどうするか、罪刑法定主義あるいは表現の自由との関係をどういふふうに考えるかというふうなことで、私

どもだけでなく非常に広範囲な検討を要するといふこととございまして、児童の権利条約の趣旨も踏まえまして、今後関係省庁とも連携をとりながら検討してまいりたいというふうに考えております。

禁止行為のいろいろな表現上の見直しにつきましても、引き続き検討課題とさせていただきますと存じます。

○竹村泰子君 今後の私どものお互いの努力で子供を、特に少女たちを守るようなものにしていくのかということが問われてゐると思ひます。同時に、少年少女を取り巻く環境は本当に大きく変わつておりまして、嫌な言葉ですが援助交際というふうな形で売春行為を半ばスポーツか何かのように、レクリエーションか何かのように平気でやるような、そういうモラルのないことが流行してゐるということも事実であります。

それに対して、立法でどういふふうな対応ができるか。刑法で処罰するということは恐らく非常に難しいだらうというふうに思ひますので、私たちがどうすれば被害者を守ることができるのか、あるいはその人の性というものはあくまでも個人のふところに法律が制定されなければならないのか、そういうことが広く大きく問われてゐると思ひます。それに思ひますので今後の検討にまかたいと思ひますけれども、そのことは次の課題といたしたいと思います。

それでは、さきの御質問をずっと聞いておりましたもたたび出てきておりますけれども、私どもも審議を重ねてまいりましたが、やはり子育てと仕事の両立を図るために、特に私は延長保育のあり方について、現行制度の実態を尊重して、そ

して緊急なニーズにこたえられるようなサービスの整備を進めたい。緊急保育対策等五カ年事業の実現を図るための利用者の利便に配慮したい。そして、保育所の入所対象者や認可保育所への対応について引き続き検討を進めることをぜひ実現したいというふうに思ひますが、厚生省のお考えを聞かせてください。

○政府委員(横田吉男君) 延長保育につきましても非常にニーズも高いところでございまして、現在、私ども緊急保育対策等五カ年事業によりましてその推進を図つてゐるところでございまして、今後どうしていくかということにつきましても、今回の改正を踏まえまして、延長保育に関するさまざまな規制を緩和して保育所が創意工夫によつて自由に取り組めるようにするという考え方があります。一方、現状のように市町村中心に補助金を投入して普及していくという考え方もございまして、具体的にその仕組みをどうするか、費用負担についてどうするかということにつきましても、今年度予算編成に向けて審議会の御意見等伺ひながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○竹村泰子君 それでは次ですが、この委員会の審議の中にもたびたび出てまいりました放課後児童健全育成事業、これにつきましても、私も地元のお礼で本場に目にあつたし、実際に通わせておられるお父さんやお母さんの声も随分と聞きましておられるけれども、この法案が成立した場合にニーズに合った柔軟な事業展開がされるように、特に職員員の資質の向上あるいは設備の向上、劣悪な環境をどう、全部が劣悪だとは言いませんが、劣悪な環境に耐えて放課後児童保育をやつていらっしゃる方たちの環境をどう変えられるのだろうかというところで具体的に示していただきたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 放課後児童健全育成事業につきましても、現在非常に多様な形で行われているわけでありまして、今回法制化するに当たつても、こうした多様な形態が損なわれるこ

とのないようできるようにしてまいりたいと思ひております。

その際、設備面をどうするかということもございしますけれども、法制化したしまして社会福祉事業に位置づけられることによりまして、さまざまな面での事業の税制上等の恩恵でございまして、あるいは共同募金の寄附を受けやすくなるとか、いろんなそういう面もあるかと思ひます。また私どもでもできるだけ多様な形を尊重したいというところで規制等を最小限にしたいと思つておりますけれども、安全、衛生面ということでも基準等も何らか必要ではないかというふうに考えてお

りまして、そういったことを通じてそれぞれの地域の実情に応じて改善が図られるよう期待しておるところでございします。

○竹村泰子君 今の答えですと、基準をつくつてその基準以外のものはみ出してしまふというのか、許されないというのか、そういうふうな聞こえがやうな感じがする。そうではなくて、そういう条件に耐えて頑張つてやつてくださったという学童保育所をどう支援していくのかということが大事なんじゃないかと、そういう答えを聞きたかつたんです。だけれども、一応基準を設けてというふうには言われまして、これだけの基準がないところは、違ひますか。

○政府委員(横田吉男君) いわゆる認可基準等と違ひまして、そういった規制効力はないというふうな考えでございまして、基本的に多様な形態のさまざまな地域の実情に応じてできるだけできるようにしてもらいたいということとございします。

ただ、先ほど申しましたように、法制化等によりましてそれなりのメリットもあるということとございしますし、また私ども従来から助成事業等も行つてきておりますが、これについては今後とも継続してまいりたいということとございします。

○竹村泰子君 これは、昔の伝統的な日本の考え方とはもう全く価値観が変わつてゐる現代において、やっぱりお父さんもお母さんも働いてゐるというのはいまもう当たり前になつてゐるわけであつて、具体的に言えば私の部屋におります秘書もそうやつて子供を育てながら働いております。ですから、そういう意味ではやはり必要欠くべからざるものとして考えていただきたい。学童保育というのはごく限られた少数の子供たちのためのものではなくて、これからどんどんこれは層が広がつていくという意味において温かい具体的な配慮をお願いしたいというふうに思ひます。

次に、児童相談所や児童福祉施設の人材確保と資質の向上ということで最低基準の問題あるいは施設整備の問題などが触れられておりますけれども、これは先日教護院を視察に行きました後、行かれた先生方からお聞きをしたところによりまして、今の若い子供たちの体型やそういった条件に非常にそぐわない中で育てられてゐると思ひます。施設に入つてゐると思ひますが、そここの生活水準の向上というのか、もっとニーズに合った生活水準を確保してあげたいというふうな思ひかけですけれども、そこについてはどうでしょうか。何か具体的にございしますか。

○政府委員(横田吉男君) 教護院を御視察いただきました。御指摘のような印象を持たれたかと思ひます。

古い施設におきましては確かに狭いところもございします。こういった最低基準自身の問題については、私ども時代の要請にふさわしいものとするように今後とも審議会等の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。一方、補助基準等の面におきましては最低基準と違つた形で運用がされてきておりまして逐次改善を図つてきてゐるところでございします。こういった面でも今後とも努力してまいりたいというふうに考えてゐるところでございします。

○竹村泰子君 これは、教護院に限らず、児童養護施設、乳児院とかで家庭環境に恵まれずに生活する子供たちの生活水準を大幅にレベルアップしてほしいと。私どもは、本日後ほどお出しします修正案の中

にも「児童に関する措置を採るに当たつては、児童の利益が最大限に尊重されなければならない」という項を入れていただくことにしておりますけれども、大臣、突然で申しわけありませんが、こういったこととひとつ御決意をお願いいたします。

○国務大臣(小泉純一郎君) 待遇改善あるいは施設の整備拡充、これに対してできるだけ努力をしていきたいと考えています。

○竹村泰子君 控え目な御答弁で、もう少し前向きに踏み込んでいただきたかったと思いますが、突然でしたから申しわけありませんでした。

それから、先日参考人においでいただきましたときに幾人かの方たちから出ておりました不登校の問題では、先日大臣に教護院に必ずしも不登校の子を対象として入れるものではないという御答弁をいただきました。きょうは文部省にはおいでいただいておりませんけれども、不登校というのは、この言葉はよくないといふ私先日も申し上げましたけれども、学校に行かざる子供ということで、日本では義務教育ですから義務教育の期間は学校に行くのが決められた当たり前のこととされるのかもしれないけれども、これを即問題行動とするのは非常に誤りであるというふうに思うわけですね。

そこで、気になりますことは、こういう言葉はどうして厚生省は変えられなかったのかと。先ほども出ておりましたが、四十四条に「児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の」と、これは旧法で「教護院は、不良行為をなし、又はなす虞のある児童を入院させて、これを教護すること」と、この「虞」という難しい字が書いてあるのを平仮名にお直しになっただけで、これはこのまま「不良行為をなし、又はなすおそれのある」となっているんですけれども、この不良行為をなすおそれのある児童というのは一体どういう子供のことなんですか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の教護院に関する

改正の中で、御指摘いただきましたように、従来の「不良行為をなし、又はなす虞のある児童」に加えて、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」を加えたわけでありまして、従来の表現自体は変えてなかったところでございます。この点につきましては、少年法に基づく保護処分等の送致施設にこの児童自立支援施設がなっているということで、同法との関係でその範囲を変更することがなかなか難しいというようにもございまして、また用語についてもいろいろ検討したわけでありまして、なかなか適切な表現がないということで今回変えられなかったということでありまして。

おそれがあるというのは、不良行為そのものをなしているわけではありませんが、なすおそれがある児童ということでございます。これは具体的な例示といたしましては、不良行為をなすおそれがあるというところで申し上げますと、保護者の正当な監護に服しない性癖がある、あるいは犯罪性のある人、不道徳な人と交際したり、いかにわしい場所に入出入りすること、自己または他人の身体等に危害を加える性癖があるというようなことを言っております。不良行為そのものではございませぬけれども、こうした範疇に該当する人のことを言っているということでございます。

○竹村泰子君 全くおかしいですよ、それは。他人に危害を加えるのは性癖なのではしょうか。そして、不良行為をなすおそれのある、家庭の保護者の監督下に入らない子供。多分、局長もかなり親に反抗されたことがあると思いますが、私も随分反抗しました。親に反抗するのは成長の一環でありまして、親に反抗するくらいの方がむしろ将来的に見込みがあると云えるかもしれない。反抗するのがごく当たり前のいうふうな成長過程から考えますと、親の監督下に入らない子供は不良行為をするおそれがあるのかと。それは親は正當で子は正當じゃないという考え方ですね。大人はまともで子供はまともじゃないとか、そういう

対比をしていきますと限りなく議論が広がっていつちやうわけですけれども、私はへ理屈をこねているわけではなくて、やはりこういう「不良行為をなし、又はなすおそれのある」というような、私たちが望んだボルノや買春行為などでは定義が広範に広がってとても入れられるものじゃないとおっしゃったのに、こういう広範に広がる言葉で、五十年目の抜本的な法改正に伴ってこういう非常に定義されにくい言葉をそのままここに使いになる神経というのはいささか解せない。これはやはり厚生省の本音が出ているような感じがすると僕は言い過ぎでしょうか。

ここはやはりきちんと言葉遣いを直して出しては申しわけないですが、大臣、どうお思いになりますか。

○国務大臣(小泉純一郎君) これは逆にそれじや不良行為は何かといったら、私はもつと難しくなると思いますよ。いかにわしい行為とは何か、非行とは何か、これは私はもつとややくしくなるんじゃないかなと。そこら辺は大人の常識といえますが、社会の進展に伴って常識は変わってまいりますけれども、そこら辺というのは国会の審議を踏まえて担当者がよく判断した方がいいのじゃないかと、私はそう考えます。それほど言葉遣い、こうだと決めるというのはなお難しい点が出てくるのじゃないか、そう思います。

○竹村泰子君 だから入れなきやよかったですよ、ここの言葉遣い。そうでしょう。定義が難しいから入れなきやよかったです。

今の大臣のお言葉に私反抗するようでは申しわけないんですけれども、大人の常識とおっしゃいましたが、大人はすべて常識的なんではしょうか。子供は全部非常識なんではしょうか。そういう議論をしていくとちょっと私の時間内ではとてもおさまらないんですけれども。

○国務大臣(小泉純一郎君) 言葉の定義をやっていますと、それはいろんな法律全部問題が出てきます。これは切りがないんじゃないかな。そこら

辺、確かに常識ある人となない人がいますから、これは難しい問題ありますよ。ある場合においては漠然とした問題、言葉の定義はできないけれども、それは国会等こういう議論が行われたという点も踏まえて関係者がよく配慮して運営に当たるといふこともいいのじゃないかなと私は思います。

○竹村泰子君 もう時間がありませんので議論は残念ながら打ち切りますが、だからこういうあいまいな言葉を使つてはしかなかったということ最後に申し上げておきます。

四日間審議をいたしまして、これだけ多くの問題が出てきております。附帯決議もたくさんさんの附帯決議がつけられるだろうと思っておりますけれども、そういう意味ではやはり適当な時期にこの法律は見直さなければならぬだろうと思っております。

残念ながら法律の中にそれを入れることはできませんでしたが、どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 私ども、今回の改正で終わりのことではなくて、絶えず時代の変動に対応して適切な制度となるように不断の見直しを図りながら、子育てを社会全体で支援していくような仕組みの構築に努力してまいりたいというふうに考えております。

○竹村泰子君 ちょっと今の答えはよくわからなかったんですが、見直しをする方向でいくわけですね。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正で制度改正は終わりのことではなくて、絶えず時代の変動に即して見直しを行なうが、子育てを社会全体で支援していく仕組みの構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

○竹村泰子君 はい、よくわかりました。それでは、最後に大臣にお聞きして私の質問を終わろうと思っております。

先日もし上げましたけれども、子供の意見をもっと国会は聞かなければいけないというふうに考えます。子供国会が開かれますけれども、例えばこういう審議が行われる前には子供たちを集め

た参考人審議とか何かそういう方法で、子供の権利条約もそうだけれども、子供の福祉法を次に見直すときにもぜひそういう形で何らかの子供の政策決定に関する参加を何とか考えていただきたいと思います。厚生大臣としてどのようにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 基本的に子供の意見を聞くのはいいんですが、それじゃどういふ子供を選んで聞いたらいいとか、実際に子供というのは何歳ぐらいの児童を呼んだらいいのとか、親に吹き込まれて言わないような自分の意見を持った子供はどのように人選したらいいのとか、なかなか難しい問題があると思います。基本的にはいいと思います。子供の意見を聞かなきゃだめだ。そうしますと、恐らく大人が一番悪いということになってくると思います。子供の意見を聞く、みんなそれは親の勝手じゃないかと、子供に責任はないのに、むしろ親が、大人が子供に対してひどいことをしているというのが現実多いわけです。そういうことから私は子供の意見を聞くのはいいと思いますが、それを具体的にどういふ形でやるかというのはいろいろ検討をする必要がある、そう思います。

○竹村泰子君 終わります。

○西山登紀子君 一昨日の参考人質疑では、本改正案につきまして賛否いろいろな角度から意見が出されました。同じく公的責任の強化を望む積極的な要望もおのの皆さん方から出されました。中でも保育所に関する二十四条、五十一条、五十六条についての質疑が当委員会でも非常に多かったのが特徴ではなかったかと思えます。参考人の陳述でもそうであったかと思えます。ここにこの法改正の国民の関心、それから不安が集中しているのではないかと思うわけです。厚生省もこうした公的な責任を後退させないようという国民の意見を真剣に受けとめる必要があると考えます。

そこで、保育所の問題につきまして再度お伺いしたいと思います。

本改正案の提案理由はこういふふうになっているんですね。「児童家庭福祉制度は発足以来その基本的枠組みは変わっておらず、保育需要の多様化や児童をめぐる問題の複雑・多様化に適切に対応することが困難になっているなど、今日、制度と実態のそが顕著になってきております。」つまり制度と実態が合わなくなっている、そこを起こしている、こういふふうなことが提案の理由です。問題は、このそがというの、制度が悪かったのか、それとも運用が悪かったのか、これが議論があるところであると思えます。今までの質疑の中で、保育の多様な要望に保育所が対応し切れていない、こういう問題は措置制度の弊害と、は言いがたい、こういうふうには私は思いません。

厚生省の主管課長会議、私、先日も御説明したわけですが、三月十七日に全国児童福祉主管課長会議というのが行われた。その席上で厚生省の課長がこういふふうには言っています。今までも実際に保護者の申し込みに基づいて入所というところを行っているわけですし、親御さんの意に反して施設に入れてしまう、保育所に入れてしまふ、そういう措置をするというところは基本的になかったものと解釈していると。今の制度でもそういう弊害はなかったというふうには厚生省が主催をした課長会議でこういふふうには言っているわけです。

ですから、この提案理由が、今日、制度と実態がそがを起こしているというふうには少しこじつけの感がある、乱暴な断定ではないかというふうには思うわけです。むしろ私が思いますのは、八一年以降、臨調・行革で保育予算が削減をされてきた、社会の要請に十分保育行政がたえてこなかった、その結果ではないかというふうには思うわけです。

以下、具体的に指摘をしていきたいと思います。まず第一に、保育の配置基準です。先ほども御議論がありました保育の配置の最低基準です。これは昭和四十四年、一九六九年に三歳未満が六対

一、三歳児が二十対一、四、五歳児が三十対一というふうには改正がされているんですけれども、それが以降改正がされておられません。二十八年間改正がされていないんです。働く女性はどんどんふえました。産休明けや育休明けの保育というのは働き続けるという点ではこれはもう必須の条件なんです。だけれども、最低基準は変わってこない。だから、やむにやまれずどうしたかといひますと、自治体は自分たちで独自に予算をつけてふやしたりしていますよね。東京都はゼロ歳児三対一、一歳児五対一、こういふふうには基準を厚くするといふような努力をやっているわけなんです。なぜ二十八年間最低基準を変えなかったのでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 保育所保育の最低基準そのものにつきましては、先生御指摘のとおり、昭和四十四年以降変わっていないわけでありまして、けれども、例えば乳児指定保育所というところで乳児保育をやっているところにつきましては三対一、あるいは休憩時間の確保という観点から保育所に保育一人を加配するとか、あるいは延長保育をやっているとか一時保育をやっているとか、それぞれその保育所において努力をしているところにつきましては保育を加配する等の改善を行っているところがございます。

私もといたしましては、一律に基準を見直すのではなくて、保育ニーズへの対応度に応じましてめり張りをつける形で保育等の加配を行ってきたところがございます。

○西山登紀子君 中児審も四十三年にはゼロ歳児は三対一にしないというふうには答申をしておられます。私が今問題にしているのは、あれこれの補助でこらやっているというのではなくて、最低基準というこの非常に重要な基準を二十八年間変えてこなかった、この問題です。

特に乳幼児の発達というの、物じゃないんです、人間なんです、ですから本当に子育てしようと思ったら、情緒的にも知的にも社会的にも育てていくのは人間のかかわりです。猿の実験に

もあるんですが、針金母さんという実験があるんですね。どんなに形が同じようなお母さんの形をしていても、針金の猿に育てられた子猿というのは情緒障害を起こすんです。それから考えれば、やはり小さな子供を育てるためには人材がどうしても必要だと。三対一の基準というのは本当に私は最低の基準としてこれを早くきちんと変えるべきだった。こういうことを変えてこなかったからそが起こっているわけです。ふえてこないわけです。変えなかったからやろうと思ってもなかなかやれなかった、こういうことじゃないかと思ひます。

次に移ります。

待機児童、入所を希望しても入れない待機児童、平成七年の四月一日現在でゼロ歳児と一、二歳児は何人いますか。

○政府委員(横田吉男君) 平成七年四月一日現在における待機児童につきましては、ゼロ歳児が五千九百六十六人、一、二歳児が一万三千八百五十三人というところでございます。

○西山登紀子君 待機児が年々ふえる傾向にあるということですが、事実でしょうか。

○政府委員(横田吉男君) ただいま七年度の数字を申し上げましたけれども、平成六年あるいは平成五年と比較いたしますと、それぞれ増加傾向にございます。

○西山登紀子君 待機児というのはふえているんですね。ここ数年間ふえています。特に四月一日よりもやはり十月一日の方がぐんとふえているんです。平成七年でも十月一日の時点ではゼロ歳児は一萬一千八百九十七だし、一、二歳児を合わせると二万人近い待機児になります。こんなにふえないう子供がいる。

こういう矛盾というのは、臨調・行革でこの間保育所自身はふえていないんですね。ですから、こうしたそが起こるのは当たり前じゃないですか。これは親に選択権があるかどうかとは関係ないんじゃないですか。

○政府委員(横田吉男君) 待機児が多数生じてお

りますのは東京、大阪等の大都市が多いわけであります。こういったところにおきまして、全体としての入所率を見ますと八〇%台ということでございませうけれども、年齢別の定員等を設けているという状況、あるいは乳児等の受け入れに必要設備が足りないという状況もありましてこういったミスマッチが出ているというふうにも伺っているところでございます。

私ども、それぞれの地域ごとの実情をよく調べて、できる限り待機児童が少なくなるような努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○西山登紀子君 延長保育の問題に移りたいと思ふんですが、延長保育の面でもこの間本当に行政がきちんとした対応をとってきたのかという問題です。

労基法で言えば一日拘束八時間四十五分としても、通勤時間を含めて十一時間から十二時間の保育が求められている。これが今の社会生活になっています。京都のある保育園では、延長保育を利用して子供の数というのは保育園の中でもほぼ九割になっておりまして、決して特殊な、数人の子供が利用している保育形態ではないわけですね。

そういう意味で、ちょっと時間がなくなったので次にいきましても、こういう延長保育の形態に対して、じゃ国が今まで何をやってきたかというところなんですが、依然として保育時間というのは八時間を原則としている。そのままだとすね。そして、そのままだと人的配置のままだと十一時間まではやりなさいと、十一時間まではやれるんだという通達まで出して、全然この手当てをしなかつた。私は、これは先ほども非常に低いという保育の最低基準をむしろ国の方が引き下げていて、最低の基準をさらに引き下げていくと、こういう結果になっていると思うんですね。この保育時間八時間を原則としたままで、延長保育の要望もたくさん出ている。働く婦人もふえてきていると、こういう状態が社会的にもほぼ一

般化していると、特殊でなくなってきたにもかかわらず、八時間のままで十一時間まではやれるんだと、八時間の人材で十一時間まではやれるんだと。

何で放置してきたんですか。

○政府委員(横田吉男君) 京都市の例を挙げられましたが、全国ベースで見ますと延長保育を利用している人の割合というのは全体の二・二%ということになってございまして、また実施市町村につきましても全市町村の一三・五%ということになって、大都市部に集中しているということで町村部におきましてはほとんど実施されていない状況でございます。

こういったことで、延長保育そのものにつきましても全国的に見ますとまだ一般化していないというところもございまして、ニーズの増加というふうなことに対応して、私どももできるだけ多くの保育所であつた事業をやつていただきたいということでも助成事業を行つてきているということでございます。

それから、十一時間の話が出ましたけれども、これは十一時間全部を保育ということではなくて、通勤時間も考慮に入れたら、朝七時から夕方六時まで子供さんがずっといるわけではございませんで、早い方については七時から八時くらいで、また帰られるというところでございまして、それに対応したこうした十一時間開所しているところが全体で二四%、四分の一ほどあるわけでございますけれども、保育等の加配を行つてきているということもございまして。

今後、私ども、この開所時間につきましても全国一律の規制を緩和いたしまして、各地域なり保育所の実情に応じて自由に弾力的に設定できるようにしたいと思つております。それによりまして、現在延長保育三十分程度という方もかなりあるわけでございますので、通常の保育時間というところでカバーできる方もかなり出てこられるのではないかと、こういうふうに考えております。

○西山登紀子君 今いろいろ数字を挙げられまし

たけれども、これは九四年の数字を持っているんですけれども、十一時間の開所、保育をやっている保育所というのは全国で一万二千二百六十カ所、約半数の保育園が十一時間の保育をやつております。しかし、今も申し上げましたように、八時間の保育が原則だ、八時間については常勤の保育、先ほど言つたように、三対一とか六対一とかという基準の保育を配置しようとする。しかし、その基準でうんと延ばして十一時間まではやれるんですよ、やりなさいというところで一九八一年に課長通知まで出ているんですよ。『現在の職員配置及び措置費が定められており、概ね午後六時頃までの保育は可能と考へてゐる。従つて、特別の配慮が必要なのは午後六時を超える場合である。』という課長通知までわざわざ出して十一時間まではぎりぎりそこで今の現状でやりなさいというふうになつてゐるわけなんです。ですから、こういうふうな要請がある限り延長保育に積極的に保育園はなかなか取り組めないわけですよ。取り組んだところでも保育士の負担が非常にふえる。

例えば、先ほど言いました京都の保育園でも、朝早くに子供がたくさん来るけれども、保育士さんが結局早出とか遅出とかになつてしまつて、一対七なんというところで子供を見る、遅くなつたら一対一なんという感じで見ている。保育士さんは疲れるわけなんです。そしてまた、お金を出し合つたり保護者が交代でやつたり、いろんな努力をしていますが、だから、本当は全国どこでも延長保育は必要なんだけれども、やれないし少ないというその矛盾、そごというものは措置制度に原因があるじゃないかと、私は今申し上げましたように保育行政が非常に冷たいと、ここに原因があるというふうにも思ふわけですね。

さらに、それでは自治体の超過負担の問題はどうかというところに移りたいと思ふんです。自治体からは毎年切実な要望が出されております。保育所の超過負担というところで出されているわけなんです、この超過負担は一体なぜ起こるのかという問題です。自治体の財政を圧迫して

います。多様なニーズに自治体がこたえようと思へば思ふほど持ち出しが多くなるといふ現状があるわけですね。

例えば、京都市はどれだけ持ち出しているかといふと、総費用は二百八十八億なんですけれども、国の交付基準の算定額が百九十九億、約七割になつておりますので持ち出し分は八十九億持ち出してあります。

非常に積極的な保育行政をやつていふと言われている川崎市が幾ら出しているかといふと、川崎市が保育園を運営するために必要な経費は約百六十七億必要だと、国が定める運営経費は七十五億です。非常に少ない。約四割弱です。ですから、川崎市は川崎市の児童の処遇のために約九十二億円の超過負担を出しているわけでありまして。

名古屋はどうかといふことなんですけれども、名古屋は乳児保育だとか産休明け保育だとか障害児保育だとか長時間保育だとか育児休業保育だとか、いろんなことをやつていふ。その費用を幾ら出しているか。法外負担といふことで超過負担ですね、百三十七億円出しているわけなんです。国は約百九十五億円の算定といふことになつていふ。総額三百三十三億円かかるうちの国の算定といふのは約六割といふことになつていふわけなんです。

ですから、このように持ち出し分が非常に多いんです。一人当たり換算をしていふ名古屋市の例を見ますと、一人当たり約四万九千九百九十五円持ち出している、川崎市は七万五千九百円自治体持ち出している、こういうことになつていふわけなんです。

私がここで問題にしたいのは、この保育に必要な経費は国がこれを負担すると児童福祉法には書いてあるわけですね。国及び地方自治体が公費で負担すると書いてあるわけなんですけれども、もとの国の必要経費の算定、それが非常に低過ぎる。非常に低い。ですから、超過負担を自治体はその足りない分をうんと出さなければならぬ、こういうことになるわけなんです。また、保護者も負

担を多く出さなければならぬ、こういうふうになると思います。ですから、ここに今の保育のニーズに十分保育所がこたえ切れていない問題が私はあるというふうに思うわけです。措置制度の問題ではなくて措置制度の運用上の問題、それが今のそこを大きくしているのではないかと、思うんです。

この超過負担の問題について、国の基準は非常に低過ぎるんじゃないかという問題についてどうお考えでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 保育所の運営費につきましては、国としては最低基準ということで決まっていますが、各自治体におきまして地域の実情を踏まえてそれぞれの御判断でこの国の基準を上回る保育の加配等が行われております。

また、職員の人件費につきましても、かなり民間と公立の場合で差がございます。私どももいたしましては、この人件費等につきまして国家公務員に準じた給与改定等も毎年行つてきておりますし、保育単価に含まれるその他の諸経費につきましても物価等の動向を勘案しながら毎年改定してきているところがございます。

そういったところで、この超過負担をどう考えるか、いろいろな観点があるかと思いますが、一つはそういった国基準を上回る保育の加配、人件費の差、それから保育料等について地方の御判断で軽減されている分というのが地方の単独の負担ということで出てきているということでございます。

○西山登紀子君 いろいろ言われましたけれども、結局、保育の多様なニーズにこたえようと思えばたくさん費用は要するんだけど、国の費用というものは自治体に対して四割であったり六割であったり七割であったり、非常に低い水準になっている、そこがやはりその地域の必要な保育ニーズに十分こたえられない原因である、決して措置制度に原因があるというふうには思わないと私は考えます。

このテーマの最後に大臣にお伺いしたいわけですが、このように法改正に賛成している人たちの中でも、例えば全私保連の皆さんでも、どれだけ公費の投入ができるかというところに非常に大きな問題があるんだというふうにやはり指摘をされているわけです。また、政令指定都市の課長会議などでも緊急の要望を出しているという中には、やはり公費負担、出してほしいという要望が強いとございます。ですから、やはり保育予算の公費負担をいかにふやすかということが今の保育需要に、多様な保育要求にこたえた多様な保育の実施を支えていく保障としてはどうしても必要ではないかと思うわけです。

臨調によりまして一時千八百五十二億円というふうに保育予算が非常に下げられた時期がありまします。それから少しづつ上がってきておりますけれども、十五年前にもまだ戻っていないという状況です。

この保育所の国庫負担をふやすべきだと思いますけれども、大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 財源が豊かであるとしてもできるんですが、今のような財政状況が厳しい中では、むしろ今までよりも、毎年度ふやしていく方向じゃないかと、逆に前年度より減らすという方向に予算編成をしないかなというふうな財政状況の中で、どうやって保育関係の予算を確保していくかというのは大変大事な仕事であります。保育所関係の中にもそんなに延長保育をやらない方がお子さんのためにいいんじゃないかという声があるのも事実であります。また、保育関係だけじゃなくて、できればゼロ歳児は育児休業制度というものをもっと拡充して、少なくとも親御さんに、そういう延長保育なしに親御さんの手元にお子さんをお願いしてもらった方がお子さんのためにもいいんじゃないかという声があるのも事実であります。

保育関係だけの問題じゃ私はないと思います。が、保育所間の競争によって今後ともある程度保

育所の自発性、こういうものも加味して、公費で負担できない分をどうやって民間全体の創意工夫によって子育て支援体制をとれるかということの配慮も私は重要だと思えます。

ということとで、実際いわゆる経験者の知恵をかりたくてもかりられないという親御さんが結構いるのも事実であります。本来だったらば周りの方がそういう相談に乗っていた状況から、今、かなり社会も変わってきておりますから、この児童相談所の役割というものは私は今後大変重要になってくるのではないかと考えます。

今後とも、この児童相談所の役割というものはどうなのか、また児童相談所におられる方の、人が大事ですから、人によって随分対処の仕方が違う。その児童相談所の人材という面においての専門性とか資質の向上、こういうことにも配慮して充実策を講じていく必要があるのではないかと考えています。

○西山登紀子君 貧しい保育予算が今日のそこを生んでいるというのは、やはり臨調で一九八六年に千八百五十二億まで下がったんですね。今、本当にもう少し下になって大変だということでもエンゼルプランなどで少し努力はされていましてけれども、そういう保育予算が削減されたことによって、どれだけのひどい結果が起きているか、少子化が起きているか、こういうことの認識をもう少しシビアに見ていただきたいと思います。

○西山登紀子君 私ども児童相談所で実は心理判定員をしておりまして、情短施設でセラピストという役割も果たしていたわけですが、それとかがやはり専門性という点ではまだまだ未確立のところがあります。そして、児童相談所というのはなかなか日が当たらないということなんです。今回の法改正によって非常に日が当たってスポットが当たっているわけですから、これを機会にそういう新しい役割として重視をしていただきたいと思います。

先ほど来、処遇を決定するときに児童福祉審議会の意見を聞く云々につきまして御意見が出ておりましたけれども、やはり年に一回か二回しか開かれないような児童福祉審議会に措置について聞かなければならないというふうになってしまつと、関係者から非常に疑問が出ておまして、非常に実効性に欠けるんじゃないかと、あるいは相談所で集団的に決めているのにその結論と違った結論が出された場合はどうしたらいいんだとか、いろいろな危惧が起きているんですけれども、そういう危惧が起きているようにどのような措置をとられますか。

子どもは権利条約が批准されて、今日の児童福祉の新しい構築という点では、その実施体制のもとでは児童相談所抜きに考えることはできません。つまり、措置権を発動する機関として児童相談所があるわけですから非常に重要ではないかと思えます。

○国務大臣(小泉純一郎君) なかなか親御さんにとっても、核家族化が進んで相談する人がいない、身近な親戚もいない、あるいは家族もいないという状況で、大臣はどのように認識をされているのでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) これはできるだけ新しい機関をつくらないという観点から、今回児童相談所のバックアップ機能として地方児童福祉審議

会の活用を図ることにしたものでござい
ますが、できるだけ実効性ある運用をしてもらうた
めに、年一、二回というふうなことはなくて、
もっと頻りに開いていただくとか、あるいは構成
につきましても児童相談所の専門性とうまく補い
合うような形で委員構成とか、それからどう
いった案件についてこの審議会の意見を伺うとか
審議の手続等につきまして御指摘の点も踏まえて
検討してまいりたいというふうに考えておりま
す。

○西山登紀子君 いろんな調査もやられてい
るんですけれども、愛育研究所というところが二十カ
所の児童相談所で調査しているんですけれども、
やはりそこでは判定会議というのは週一回開かれ
ているところが四五％、処遇会議というのは週一
回やっているとところが八五％あります。です
から、集団的に決めていて、そこには心理判定員や
医師などの専門家も入っているわけですが、現場
ではそういうふうな慎重な努力が重ねられてい
るというところについて、やはり現場のそういう
努力にも耳を傾けるべきだというふうに思うわ
けですね。

それで、最後に大臣にお伺いしたいわけ
けれども、児童相談所の専門性というのは非常に要
求されると思います。というのは、処遇を決め、
そして措置をしていくということになりますと、
その対応というのは子供の人格なり、一生を左右
するということ非常に重要な結果を及ぼす場合
もあるわけですから、そういう意味で非常
に専門職が求められるわけです。児童福祉司の専
門職化、こういうことも長年要求されてきたこと
ろでもあります。

さらに、私は大事だと思ひますのは、これは自
分自身の経験からもそうなんですけれども、所員や職
員の研修制度、これを非常に充実させる必要があ
ると。その際に、やはり子どもの権利条約の視点
が必要だと思ひます。日弁連も意見書で、そうい
う職員の養成、資格、研修に関しては子どもの権
利条約の視点を体得することに工夫が図られるべ

きだという意見書を出しているわけですから、
厚生省がまずその視点に立つことが大事だと思
ひますけれども、実際に実行する機関である児
童相談所、その運営に子どもの権利条約の視点
を添える、こういう点についての大臣の御意見を
伺ひまして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) どのような施設でも
一番大事なのは人だと思ひます。児童に対して実
際に接する人の人間性、人格、これが子供に与え
る影響というのは非常に大きいと思ひます。

ただ、余り専門性にこだわって、児童に接する
というのは本来常識ある大人だったならば愛情を
持って接するというのが基本だと思ひます。で
きるだけ経験豊かな、専門ばかりにとらわれない
ような人を配置するというのも大事だと思ひます。
余りに専門性を言って、多くの人材が入
りてくる環境を阻害しちゃいかぬ。そういう面
面に配慮しなきゃいかぬ。研修は大事です。しか
しながら、余り専門性にこだわって、本来常識的
な人格もいという方も、素直に子供の好きな方
が児童相談所で子供に接するという環境も大事で
すから、私はそういう両面から、研修も大事で
す、専門性も大事であります。幅広い経験、人間
性も大事であります。そういう観点から研修とい
う面と専門性というものに配慮して人員の資質、
相談所に勤める人の資質の向上についてはこれか
ら積極的に取り組んでいく必要があると思ひま
す。

○西山登紀子君 大臣、子どもの権利条約につ
いて。○国務大臣(小泉純一郎君) 子供はもうこれから
社会の宝であるという、そして子供の健全な成
長を願うというこの権利条約の趣旨を踏まえてい
ろいろな施策の充実に努めていきたいと思ひま
す。

○釘宮馨君 今回の児童福祉法の改正の議論も私
の質問で最後になります。そういうことで、き
うはいろんな観点から質疑がなされてまいりまし
たし、私が用意した、質問を通告した部分はほと
んど出尽くしたような感じがありますので若干質
問通告をしていない部分が出るかと思ひますけれ
ども、その辺は御容赦をいただきたいと思ひま
す。

〔委員長退席、理事清水澄子君着席〕
私も、きょうこれだけの傍聴の方々がお見えに
なっておりますし、この審議では毎日後ろに立ち
席が出るほどの児童福祉法の改正については多
くの国民の皆さん方が関心を持っておられる、厚
生委員会がこれほど注目を浴びたのは昨年のエイ
ズのとき以来ではないかなというふうに思ひんで
す。あのときはマスコミが随分入っていたん
ですけれども、今回はマスコミが全く入っていない
というところが私はまずけしからぬ話だというふう
に思ひます。

そこで、これは大臣、冒頭に通告をしていない
話を質問して申しわけないんですが、今回参考人
招致もやりました。教護院の視察もやりました。
その中で、この前の参考人の皆さんに私が一様に
質問をしたことがあるのできょうは大臣にもお聞
かせいただきたいんですけれども、老人福祉に比
べて児童福祉が私は立ちおくれしているというふう
に今回の審議を通じて、また視察を通じて感じたわ
けでありますけれども、その点について大臣の御所
見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 老人福祉に比べて子
供に對しての配慮が若干足りなかったんじゃない
かというの、私も同じような気持ちを持ってお
ります。それはどちらかというと、働かぬ若い世代
抱えているから、そちらに責任を任せようという
気もあつたのだと思ひます。しかし、現在のよう
に毎年毎年、高齢者対策、高齢者対策ということ
で各施策が充実していったことに比べますと、今
の高齢者に比べて子供に對しての施策は若干配慮が
足りなかったんじゃないかなという気持ちは率直
に言つて私も思つております。

○釘宮馨君 大臣も同じような認識を持たれてい
るということで、小泉大臣といえぬ歯にきぬ着せ
ぬ答弁で私は非常に敬愛をしているわけでありま
すが、これから私が質問をしていく中で、ぜひ大
臣にもそういう部分で理解をお聞きしたい部分で
は思い切った答弁をしていただきたい。官僚答弁
を読まない大臣として私は非常に貴重な存在だ
と思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

今回の改正で教護院を児童自立支援施設、また
児童自立生活援助事業の法制化、また児童養護施
設の機能に児童の自立支援を図る、こういうふう
に児童自立支援という言葉が非常に多く出てくる
わけですが、このように自立支援を強調する
のはどういうような理念、考え方に基づくもの
なのか、まず基本的な部分で大臣に御答弁をお願
ひしたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) まず、昭和二十二年
の時代背景と現在、大きく変わつていますね。昭
和二十二年に児童福祉法が制定されたというとき
は、むしろお子さんというのは親がいない、戦争
で死にやつた、そういう厳しい状況の中で子供
たちを保護、養育する、これが精いっぱいだった。
そして、当時はまだ女性の仕事は家事、育
児。社会全体の考え方がそうだった。女性自身も
それを疑わなかった。

〔理事清水澄子君退席、委員長着席〕
しかし、今ではそんなことを言つたら選挙で当選
できませんよ、国会議員は。女性の仕事は家事、
育児なんて言つたら、これはとてもそういう時代
じゃない。むしろ男性も女性も家事、育児にと
もに参加しようという社会観念が培われてきて、保
育所に預ける親御さんも、親御さんのいない子供
さんを保育所が預かるのじゃなくて、むしろ親御
さんが健全でちゃんと仕事を持っていて、人のお子
さんを預かるのが保育所としての役割として大き
くなつてきたという時代背景があります。
そういう中で、今後自立支援という考え方も、
ただ保護、養育するというだけでなく、この
ような児童を保護する、あるいは養育する、保育
する関係者は、むしろそういうお子さんが今後健

やかにみずから立ち上がっていく力を与えるためにどういう施策が重要かという観点で、まずひとり立ちできるような体制を整えようというところで今一生懸命汗を流してくれている、知恵を絞ってくれている。あくまでも子供というものの、児童というものはこれからの社会で自立していく大事な宝であるという観点から、自立支援のための社会全体の支援策をどうやって環境を整備していくかというところに我々は大人として積極的に取り組んでいきたいという観点から自立支援という観念が私は出てきたのじゃないかと思えます。

○釘宮馨君 時代背景、そして今子供が置かれていく状況、そういう中でいわゆるただ保護ということではなくて、子供自身が自立をする、そのための支援をしていくという意味で、今回のこの児童福祉法の改正の中でこの部分については私は大変評価をしているわけであります。

その中で、今回自立援助事業というのが法制化をされて、これによって、今まである意味では制度としてはあったわけですが、自立援助ホームというものがこれから法律を背景にして、ある意味では人格を認められる存在になるわけでありますが、ちょうど児童福祉法の改正の議論に入る前後に、読売新聞が「折れた翼をいやす」ということでこの自立援助ホームをシリーズで紹介している。この中には、心に大きな傷を持った子供が、この自立援助ホームの寮母さんといろんな意味で葛藤を重ねながら日々生活をしていることの紹介がなされているんですが、これを読んで非常に私自身心が痛んだのであります。

その一つに、ある子供が、もしもう一度生まれ変わるとしたらというふうに寮母さんが聞いたら、もう二度と生まれてきたくないよ、本当だよ、そういう言葉を吐いて一カ月後に自殺をしているケースが一つ紹介されています。もう一つのケースでは、子供が里子に出され、そしてその里子に出された子供が養父、養母の財布に手をかけて、そしてそのことを契機に、あなたは川で拾ってきた子だと。私も実はそういうふうに言われた

ことは何回もありましたし、でも親が本当に言っていると思っていないから心は傷つかなかったんですけれども、この子は里親からそういうふうに行われたことによって、もう後は坂道を転げ落ちるみたいに人生を、非常に悲惨な状況を繰り返していかけてですね。

私は、そういう子供を本当に支えてあげるといふのは、先日の参考人である養護施設の園長さんがある子供のケースを紹介なさって、自分かめぐり会ってからのその子がいよいよ更生させるのに十三年かかったと、その間本当に裏切られ裏切られ、それでも最後になってやっぱり園長さんが私のことを本当に愛してくれているんだ、自分のことを思ってくれているんだと思つた途端にその子が更生をしたという、そういう話を聞いたときに、私はやっぱり自立援助ホームの今度の法制化というのは非常に心強い話なんですけれども、きょう午前中の質疑の中で局長からも答弁がありましたけれども、現在十五カ所、これからもふやしていこうということなんですよ。

今これは対象人員十人未満はわずかに年間百五十万七千六千円の補助。百五十七万六千円といったら、一カ月の給料はわずかに十万。本当にこの人は自分を支えてくれる人だというふうに思う子供がもし救われるとするならば、私はこの金額というのはいかに安過ぎる。もっとそういう意味で、厚生省がこういう痛んだ子供を何とか自立支援していこうというふうに思うのであれば、私は今の自立援助ホームの今後のあり方というものを考えていく中で、今後の施策というものを大きく力を入れていただきたいなというふうに思いますので、横田局長、もう一度決意のほどを。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正全体のバックボーンと申しますか、基調として一つの自立支援という考え方がありまして、この考え方に沿って各種施設、あるいは御指摘ございました児童自立生活援助事業というふうなものの法制化を図っているところでありまして、義務教育等を終了してまだ自立ができていない児童について、いわばこの事業は施設と在宅の中間的な事業として極めて重要な役割を果たすものだと考えておりまして、国庫補助についても六十三年からやってきておりますが、現在のところ残念ながらまだ十五カ所ということでございまして、私どもも今回の法制化を機に今後さらに一層充実することについて努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、今回の中で、とりわけ私は児童の虐待の問題という観点から質問をさせていただいたわけですが、今回、児童家庭支援センターという新たな組織をつくって、そして児童相談所のバックアップ機能としてその存在を果たしてもらおうということ、その間に私は児童相談所の人材確保の点も指摘をさせていただきまして、児童福祉審議会のあり方についても、都道府県のあり方等についても指摘をさせていただきました。

きょう午前中、やはり同じような議論があったので、局長答弁の中で地域相談のネットワークの充実というふうな答弁がありまして、保育所や施設の相談窓口もつくって、そういうところを有機的につなげていくということでありましたけれども、私はどうもまだ見えてこないんですよ。本当にそういう虐待を受けている子供というのが顕在化してくるときというのは必ず殺人とか事件、事故、そういうようなものとしてしか上がってきていないケースが非常に多い。やっぱり早期発見という部分でいかにそういう問題を吸い上げられるかというところについてどうも私はまだ見えてこないわけでありまして。

ただ、そういう組織を幾らつくっても、結果的にそれが本当に有機的につながらなければ子供は救われないうふうなことは私は思うわけでありまして、私はこの前も言いましたけれども、やはりそういう子供を救える児童福祉法でなければいけないというふうに思いますが、その点について、再度局長、私の今一番心配する点について御答弁いただけますか。

○釘宮馨君 よろしくお願ひします。

ただきたいと思ひます。虐待とかいじめの増加の要因を探っていくと、非常に複雑なものになってくるというのが実態ではないかと思ひます。こうした中で、先生御指摘いただきましたように、いかに早く発見して対策を打っていくかというのが一つのポイントではないかと思ひます。

今回の児童家庭支援センターの整備というのでも、児童相談所だけでは不十分だということ、できるだけ身近な施設に二十四時間対応できるようにということで考えたものの一つでありまして、ただこれだけで十分ではございまして、やはりどういった形でできるだけ早く発見するかというところは大きな問題であります。

例えば、今のところはやはり両親とか近親の方、場合によっては警察というふうなこともあるわけでありまして、あるいは本人とか保育所とか病院とか、恐らく法律上は問題を発見した場合にばだれでも通告しなくちゃいけないことになつていくわけでありまして、残念ながら余り利用されていないという点も残念ながら、今後私も、施設をつくりましてそれで足れりとするのではなくて、いかにそこに早期に情報が入ってくるかというふうな観点から地域のネットワークづくりというものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○釘宮馨君 昔は地域社会というのがありましたね。ですから、私なんかも随分隣のおやじさんからしかられたり、近所のおばさんからしかられたり、悪いことをしたときはそういうことがありましたよ。やっぱりお互いにそういう意味での地域社会がみんな子供を育てたという部分があるんですけれども、最近はそのような意味では隣は何をする人ぞというような形の中でなかなかそういう問題がくみ上げられないという部分があるだろうと思うんです。

私は、これは教育という部分でも本当にやっていかないとはいけません。これは厚生行

政だけで云々できる問題ではないと思いますが、今度の児童福祉法の改正の中でのこのシステムがより機能を果たしていくための知恵を厚生省としてぜひ出していただきたい。それでなければ、幾らこういうものをつくってもなかなか機能しないんじゃないかと。ですから、それとあわせて、何度か言いますが、権限と財源と人材を児童家庭支援センターにはぜひつけていくように、これは私から要望をしておきたいと思えます。

それから、最低基準の問題が随分この中で議論になりました。居室が非常に狭いという話も先般教護院に行った委員の皆さんからも話が出ていましたが、大臣、教護院、養護施設に行ったことがありませんか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 教護院というのは私は行ったことがないんです。養護施設は行ったことがあるんですけども、教護院というところは残念ながらまだ行ったことがございません。

○釘宮磐君 私が何でそれを聞いたかというところ、大臣は老人ホームは落成式とかいふんなことで多分行っていると思うんですよ。老人ホームの施設と児童養護施設とか保育園とか、保育園は二十四時間生活するところじゃないですけども、養護施設と比べると、それは老人ホームというのは今もう本当に立派なものです。ですから、児童養護施設や教護院というのは本当に建物も古いし、新しいところもまだやっぱり面積は狭い。

そういう意味からすると、この最低基準というのは、先ほど大臣が児童福祉は若干おくられているんじゃないかということを含め、いかに言われましたけれども、私はぜひ最低基準、例えば養護施設の職員の間接的措置費の積算の給与の格付でも老人ホームと格差があるんです。

それから、私も施設の園長をやっていましたから非常にこの点はいつも思っていたんですけれども、業務の困難性に伴って特殊業務手当というのがつけられているんですが、この特殊業務手当が老人ホームの寮母さんは一六%、要するに給料の

本俸に対して一六%の特殊業務手当がつく。一方、養護施設の児童指導員というのは四%しかつかないんです。養護施設の保母さんなり指導員というのは二十四時間子供と一緒に寝しなきゃならない。大臣が言っていたように、やっぱりしっかり抱いてやらなきゃいけない。なのに何で四%なのか。

私が何でそういう話をするかというと、今施設によつては八時間勤務というところで朝九時から夕方五時まで養護施設をやっているところがあるんですよ。その間は子供はみんな学校へ行っているんです。養護施設で一番必要なのは朝子供が起きてから寝るまでなんです。昼間職員がいっぱいいたってこれは何にもならないんです。そういうことを考えたときに、結局そうでない人と人が集まらない、四%では。

今、養護施設で求められているのは、心の傷ついたり子供たちに家庭にかわる状況、お父さん、お母さん、お姉さん、お兄さんにかわる、なれる、そういう人を求めているわけですから、私はそういう意味での基準も非常に低いというふうには思っています。この最低基準の見直しというのはぜひこれからやっていただきたい。

あわせて、先ほどから横田局長の答弁で、私はきょうもう五回聞いたんですけれども、この虐待の問題、それから最低基準の問題、年齢要件の問題、このときに必ず出てくるのが中央児童福祉審議会の意見が聞くと、これは中央児童福祉審議会の委員は国民が選んだのじゃないんですよ。国民が選ぶのは我々なんです。我々が今そういう提起をしたときには、これは中央児童福祉審議会の意見を聞くという話以上に重みのあるものだというふうに私は思うんです。

大臣、私は大臣以上に歯にきぬ着せぬ物の言い方をしていますが、いわゆる審議会というものが常に行政の隠れみのになっている、私はそういう思いがするんですけれども、その点についていかがですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) いろんな省庁の審議

会、確かに隠れみのになっているところがたくさんあると思います。自分の省庁の考えに客観性を持たせたいとか、箔をつけたいとか、より中立性を保ちたいとかいう意味を含めた審議会は私はたくさんあると思います。その点は否定いたしません。

しかし、今後、審議会のあり方等については、各省庁が今までの審議会のあり方でいいのかどうかというのを真剣に考えていかなきゃいけない。同時に、みずからの省の責任を審議会に任せようというのは私は好ましくないと思います。省庁が責任を持って具体案を出すというふうな姿勢をむしろ審議会に転嫁しようという場合もありますから、両面あると思います。

そういう点を踏まえて、私は審議会のあり方というのも、これから厚生省のみならず全庁、隠れみのではないかという批判もありますから、いろいろ改善、検討の余地が十分あると思っております。

○釘宮磐君 ぜひ今回の参議院の厚生委員会での議論を私は厚生省の皆さんは重く受けとめていただきたいと思うんです。参考人招致での意見というのは、私は本当に切実な悲鳴にも似た意見もあったと思うんです。

厚生省のもうOBになられた方ですけども、その方から、もう十年ぐらい前ですが、私がまだ施設の現場におるころですが、もうこれから養護施設が関知恵を出す時代じゃない、地方で、現場で知恵を出して、それを我々が吸い上げていく時代なんだという話をされたことを私は非常に重く受けとめております。

今回、ある意味で保育も自由競争という中で、私は逆に言えば選ばれた施設にならなきゃならぬというところで一生懸命みんな頑張っているんだ、そういう意味での規制緩和をぜひやっていただきたいというふうに思います。そういうふうなことをただ一方的に厚生省が決めるのではなくて、やっぱり現場のこうした意見を我々は実際に現場から聞いて、そしてそれを皆さんにお伝えし

ているんですから、ぜひそういう意味でのこの国会での議論を、審議会の意見も大事でしょうけれども、我々の意見をぜひ厚生省としてしっかり受けとめていただいて、この法案は私は完璧なものじゃない、まだまだ問題は多いということを指摘させていただきたいと思えます。

そして、時代が五十年間も変わらないうちで初めて見直すようなことじゃなくて、その時代に即応して、やっぱり矛盾点があればどんどん変えていく、そういう積極的な姿勢をぜひ厚生省にお願いをしまして私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(上山和人君) 他に御発言もないようです。本議案は終局したものと認めます。

本議案の修正について竹村泰子君及び西山登紀子君から発言を求められておりますので、順次これを許します。竹村泰子君。

○竹村泰子君 私は、ただいま議題となっております児童福祉法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表いたしまして修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。本法律案は、制定五十年の変化に対応した児童福祉体系の見直しといたわられているにもかかわらず、法の理念、総則については何ら手がつけれられておりません。

我々民主党・新緑風会、子どもの権利条約の国内批准五周年に当たる一九九九年をめどに「子ども基本法」を議員立法として提案することで見の一致を見ております。同時に、今回改正はあくまで児童福祉法見直しの第一歩であり、本法律については、今後とも子どもの権利条約の趣旨のつとめ、抜本的に改正していく必要があると考えています。

我々は、こうした観点から、本修正案を提案するものであります。

修正の要旨は、児童福祉法の理念に、「児童に関する措置を採るに当たっては、児童の利益が最

大限に尊重されなければならない。」旨を加える
ことであります。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上山和人君) 次に、西山登紀子君。

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表いたします。児童福祉法等の一部を改正する法律案に対し、修正案を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございますが、簡単に提案理由と修正要旨を御説明申し上げます。

まず、修正案を提案する理由であります。

本改正案が、子どもの権利条約の批准と五十年ぶりの改正にふさわしく、国民がひとしく望んでいる児童福祉の向上を保障するものとは残念ながら言いがたいからであります。保育所に関しましては、今日の多様な保育ニーズにこたえるものではなく、多くの保育関係者が公的責任の後退はなにかと危惧しています。したがって、私は、児童福祉の向上を願う立場から、若干の修正を提案するものであります。

次に、修正の要旨を申し上げます。

修正の第一は、児童福祉の理念に、「すべて児童は、その個性を尊重され、社会の一員として重んじられるとともに、良好な環境の中で成長する権利を有する。」を加えることです。

第二点は、保育に関する措置制度の維持であります。「保護者の意向を考慮しつつ、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない。」といたします。

第三点は、現行の保育費用の負担方式を維持しつつ、保育料の全額徴収は廃止し、高い保育料負担の軽減を図ることといたします。

第四点は、「市町村は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うよう努めなければならない。」と、市町村の放課後児童健全育成事業に係る努力義務を設けるとともに、国庫補助ができる規定を新設いたします。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上山和人君) ただいまの西山君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) 児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する日本共産党の御提案による修正案については、政府としては反対であります。

○委員長(上山和人君) これより原案及び両修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表いたします。児童福祉法等の一部を改正する法律案に反対の討論をいたします。

周知のように、法制定時から五十年、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しました。児童福祉法改正は、その変化に対応した児童福祉の充実、向上に資するものが求められていました。ところが、本改正案は全体として国民の要望にこたえるものとはいえないものであります。

以下、私の反対理由を申し上げます。

その第一は、保育所の措置制度を改めることに關してです。現行第二十四条では、市町村に保育に欠ける子供を保育所に入所させる義務を課していますが、それを保護者から申し込みがあったときは保育しなければならないと改めます。これによって市町村の措置義務は父母の申し込みに応諾する義務に変わります。これは保育所入所に関する法的義務の後退と指摘せざるを得ません。

その二は、措置制度を改めることと関連して、保育所の性格も措置施設から利用施設に変更されることとなります。このことにより保育料徴収も第五十六条の改正によって保育コストの父母負担が原則となります。応益負担の明文化は保育料の高値均一化の危険性をはらんでおり、またそれは

低所得者に負担増を押しつけるおそれが十分にあります。

第三点は、保育所行政にサービス競争を持ち込もうとしていることです。保育所への競争原理の持ち込みは、サービスも保育料次第となりかねず、父母負担の増大と保育所間の格差の拡大、ひいては保育所淘汰につながります。

今日、保育所措置制度の弊害が言われていますが、その主要な部分は制度そのものにあるのではなく、制度の運用、不十分な最低基準と貧弱な措置費や補助金制度にあることは明白です。

私は、今日の多様な保育ニーズにこたえ、また児童保育を拡充する道は公的責任の明確化と公費負担を拡充すること、これこそが児童福祉の道であり、国民がひとしく期待する政治であることを指摘して、私が提出いたしました修正案への御賛同をお願いいたします。私の反対討論を終わります。

○委員長(上山和人君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより児童福祉法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、西山君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(上山和人君) 少数と認めます。よって、西山君提出の修正案は否決されました。

次に、竹村君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(上山和人君) 少数と認めます。よって、竹村君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(上山和人君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

木暮君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。木暮山人君。

○木暮山人君 私は、ただいま可決されました児童福祉法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党・護国連合、民主党・新緑風会、日本共産党及び太陽の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方等について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

二、長期的展望に立ち、幅広い見地から少子化対策の総合的な検討を進め、子育てに対する支援の強化を図ること。

三、保育料は現行水準を後退させないよう配慮し、また、低年齢児及び中間所得者層に十分配慮するとともに、保育費用等に対する公的責任を後退させないこと。

四、利用者の側に立つて、乳児保育、延長保育等多様な保育需要に即応した質の高い保育サービスの提供を図るとともに、国の定めるエンゼルプラン及び緊急保育対策等五か年事業の着実な推進に努め、また、待機児童がなくなるよう改善に努めること。また、地域の実情等により保育需要や子育て環境等は異なることを踏まえ、適切な対応を講ずること。

五、放課後児童健全育成事業の全国的な拡充に努めるとともに、公共施設の一層の活用を図ること。

六、各児童福祉施設の運営については、児童が適性を伸ばし、社会的自立を確保できるよう配慮すること。また、児童自立支援施設の児童が速やかに学校教育を受けられるよう努め

ること。

七、児童相談所や児童福祉施設の人材確保と資質の向上に一層努めること。また、児童家庭支援センターの設置に当たっては、要保護児童の早期発見・迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所等との有機的な連携に配慮するなどその目的が十分達成されるよう努めること。

八、施設入所措置に当たり都道府県児童福祉審議会から意見を聴く場合においては、児童や家庭のプライバシーに十分配慮すること。

九、児童の人権の尊重という観点から、虐待、買春、性的搾取等に関する規制の強化等について検討を進めること。

十、母子家庭施策については、就労支援を中心とした総合的な施策を講ずること。児童扶養手当については、民法における扶養責任との関係等を含め総合的に検討すること。また、父子家庭に対する支援等の拡充に努めること。右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただけますようお願い申し上げます。

○委員長(上山和人君) ただいま本暮君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上山和人君) 全会一致と認めます。よって、本暮君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小泉厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○委員長(上山和人君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上山和人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上山和人君) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国においては、経済成長や国民生活の向上等に伴い、廃棄物が大量に排出される一方で、廃棄物の減量や再生利用は必ずしも十分に進んでいない状況にあります。

他方、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場の廃棄物処理施設については、近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、その設置や運営をめぐる地域紛争が多発し、その確保がますます困難となっております。

このような傾向が続けば、将来、廃棄物の適正な処理に支障を来しかねない深刻な状況にあります。また、産業廃棄物の不法投棄が後を絶たず、その解決が強く求められております。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の減量化・再生利用の推進、廃棄物処理施設に係る規制の見直し、不法投棄対策等の総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理を推進するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、都道府県知事が多量排出事業者に作成を指示する処理計画について、廃棄物の減量の視

点を明確化するとともに、廃棄物の再生利用について、厚生大臣の認定制度を設けることにより、生活環境の保全に十分留意しつつ必要な規制緩和を図ることとしております。

第二に、廃棄物処理施設の設置について、生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長の意見の聴取等の許可手続を明確化するとともに、許可要件の見直しを行うことにより、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を進めていくこととしております。

第三に、廃棄物処理施設の維持管理について、施設の設置者に対し、維持管理に関する記録の作成や閲覧、維持管理費用の積み立てを義務づけることにより、その適正かつ確実な実施を確保することとしております。

第四に、産業廃棄物の適正な委託処理の推進を図るため、現在、特別管理産業廃棄物にのみ交付が義務づけられている管理票制度について、その適用範囲をすべての産業廃棄物に拡大することとしております。

また、管理票制度については、事業者の負担の軽減を図るため、管理票の交付にかえて、電子情報処理組織を使用することができることとし、このために必要な業務を行う民法法人を厚生大臣が情報処理センターとして指定する制度を設けることとしております。

第五に、産業廃棄物の不法投棄に対する罰金額の大幅な引き上げなど罰則を強化し、廃棄物の不適正処理の防止を図ることとしております。

第六に、不法投棄が行われた場合の原状回復措置の円滑な実施を図るため、都道府県知事等が原状回復措置を命ずることができる者の範囲を拡大するとともに、命令を受けた者が直ちに必要な措置を講じない場合には必ずしも必要な措置を講じ、その費用を命令を受けた者等に負担させることができることとしております。

第七に、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的とした民法法人を、厚生大臣が産業廃棄物

適正処理推進センターとして指定する制度を設けることとしております。このセンターは、事業者等の出捐による基金を設けて、原状回復措置を講ずる都道府県等に対する資金の出捐等の業務を行うこととしております。

このほか、廃棄物処理業の許可要件の強化、名義貸しの禁止等の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から起算して六カ月を超えない範囲内で政令で定める日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(上山和人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

〔参照〕

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案(竹村泰子君提出)

児童福祉法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中目次を削り、題名の次に目次を付する改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二条に次の一項を加える。

児童に関する措置を採るに当たっては、児童の利益が最大限に尊重されなければならない。

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案(西山登紀子君提出)

児童福祉法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中目次を削り、題名の次に目次を付する

改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項を削り、同条に第一項として次の一項を加える。

すべて児童は、その個性を尊重され、社会の一員として重んじられるとともに、良好な環境の中で成長する権利を有する。

第一条中第二十四条の改正規定を次のように改める。

第二十四条中「政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、保護者の労働又は疾病等の」を「保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い、条例で定める」に改め、「認めるときは」の下に、「保護者の意向を考慮しつつ」を加える。

第一条中第二十五条の二の改正規定を削る。

第一条中第二十六条の改正規定を次のように改める。

第二十六条第一項中「一の」を「いずれかの」に改め、同項第二号中「又は児童委員に指導させる」を「若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委託する」に改め、同条第二項中「健康状態」の下に「及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向」を加える。

第一条のうち第三十二条の改正規定中「改め、同条第二項中「又は第二十二條から第二十四條までの措置を採る」を「第二十二條若しくは第二十三條の措置を採る権限又は第二十四條第一項の規定による保育の実施の権限及び同項ただし書に規定する保護の」に」を削る。

第一条中第三十三條の四の改正規定及び第三十三條の五の改正規定を次のように改める。

第三十三條の四中「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第一号中「及び第二十七條第一項第二号」を「並びに第二十七條第一項第二号及び第九項」に改める。

第三十三條の五中「若しくは第二項」を「、第六

二項若しくは第九項」に改める。

第一条のうち第三十四條の六の次に一條を加える改正規定のうち第三十四條の七中「市町村」を削り、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うよう努めなければならない。

第一条中第四十六條の二の改正規定を削る。

第一条中第五十條の改正規定及び第五十一條の改正規定を次のように改める。

第五十條中「の各号」を削り、同条第六号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改め、同条第六号の二中「(国の設置する助産施設又は母子寮に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く)」を削り、同条第七号中「養護施設」を「児童養護施設」に改め、「、虚弱児施設」を削り、「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

第五十一條中「の各号」を削り、同条第一号の二中「国及び」を削り、「母子寮」を「母子生活支援施設」に改め、同条に次の一号を加える。

四 市町村が行う放課後児童健全育成事業に要する費用

第一条中第五十二條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五十三條中「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改める。

第一条中第五十三條の三を削る改正規定を次のように改める。

第五十三條の三を次のように改める。

第五十三條の三 国庫は、第五十一條第四号の費用に対しては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第一条中第五十五條の改正規定を削る。

第一条のうち第五章中第五十七條の前に一條を加える改正規定中「及び第二十四條第一項の規定による保育の実施」を削る。

附則第二條の前の見出し及び同条を削り、附則第三條中「新法第六條の二」を「第一條の規定による改正後の児童福祉法(以下附則第四條までにおいて「新法」という。第六條の二に改め、同条を附則第二條とし、同条の前に見出しとして「児童福祉法の一部改正に伴う経過措置」を付する。

附則第四條を附則第三條とする。

附則第五條第一項中「旧法」を「第一條の規定による改正前の児童福祉法(以下附則第七條第一項までにおいて「旧法」という。))」に改め、同条を附則第四條とする。

附則第六條を附則第五條とし、附則第七條を附則第六條とする。

附則第八條中「第五十條第六号」を「第五十條第四号から第七号の二まで」に改め、「費用」の下に「(次項に規定する費用を除く。))」を加え、同条に次の一項を加える。

2 この法律の施行前に行った育成医療の給付又は業者が委託して行った補装具の交付若しくは修理に要する費用の本人又はその扶養義務者の指定育成医療機関又は業者に対する支払については、なお従前の例による。

附則第八條を附則第七條とし、附則第九條から第十三條までを一條ずつ繰り上げる。

附則第十四條を削り、附則第十五條を附則第十三條とし、附則第十六條から第十八條までを二條ずつ繰り上げる。

附則第十九條中第二十條の改正規定及び第六十二條の改正規定を削り、附則第十九條を附則第十七條とする。

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約二百九十九億円の見込みである。

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中第十五條の四の四を「第十五條の四の五」に改める。

第二条第四項第二号中「第十五條の四の二第一項において「航行廃棄物」を「第十五條の四の二第一項において「航行廃棄物」に、第十五條の四の二第一項において「携帯廃棄物」を、同項において「携帯廃棄物」に改める。

第七條第三項第四号ハ中「処分」の下に「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十一條第七項を除く。))の規定を加え、以上」を削り、同号ニ中「者」の下に「(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。))」を加える。

第七條の三の次に次の一條を加える。

(名義貸しの禁止)

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約二百九十九億円の見込みである。

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約二百九十九億円の見込みである。

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約二百九十九億円の見込みである。

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約二百九十九億円の見込みである。

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約二百九十九億円の見込みである。

第七條の四 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名称をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第九條の五の次に次の一条を加える。

(再生利用に係る特例)

第九條の五の二 厚生省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、厚生大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合すること。
- 二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が厚生省令で定める基準に適合すること。
- 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が厚生省令で定める基準に適合すること。

2 厚生大臣は、前項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 第一項の認定を受けた者は、第七條第一項若しくは第四項又は第八條第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないうで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。

4 第一項の認定を受けた者は、第七條第九項、第十一項及び第十二項並びに第十九條の三の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八條第一項の規定の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。

5 厚生大臣は、第一項の認定に係る再生利用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと

認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

第十二條第五項中「産業廃棄物の」の下に「減量その他その」を加える。

第十二條の二第六項中「特別管理産業廃棄物の」の下に「減量その他その」を加える。

第十四條第一項中「次条及び第十四條の三」を「第十四條の三の二まで及び第十五條の四の二に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。

第十四條の次に次の一条を加える。

(名義貸しの禁止)

第十四條の三の二 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名称をもつて、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第十四條の四第十一項中「第十四條の四第十項」を「第十四條の四第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。

第十四條の六の次に次の一条を加える。

(名義貸しの禁止)

第十四條の七 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、自己の名称をもつて、他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わ

せてはならない。

第三章第十五條の四の四を第十五條の四の五とし、第十五條の四の三を第十五條の四の四とし、第十五條の四の二を第十五條の四の三とし、第十五條の四の次に次の一条を加える。

(再生利用に係る特例)

第十五條の四の二 厚生省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、厚生大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合すること。
- 二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が厚生省令で定める基準に適合すること。
- 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が厚生省令で定める基準に適合すること。

2 第九條の五の二第二項の規定は前項の認定について、同条第三項及び第四項の規定は前項の認定を受けた者について、同条第五項及び第六項の規定は前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項中「第七條第一項若しくは第四項又は第八條第一項」とあるのは「第十四條第一項若しくは第四項又は第十五條第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第四項中「第七條第九項、第十一項及び第十二項」とあるのは「第十四條第八項、第九項及び第十一項」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、「一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物処分業者」と、同条第五項中「特別管理産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第十五條の四の二第一項」と読み替へるものとする。

第十九條の四中「第十四條第九項又は第十四條の四第九項」を「第十四條第十項又は第十四條の四第十項」に改める。

第二十三條の二を第二十三條の三とし、第二十三條の次に次の一条を加える。

(情報交換の促進等)

第二十三條の二 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。

第二十四條の二中「第十五條の四の四第一項」を「第十五條の四の五第一項」に、「第十五條の四の二第一項」を「第十五條の四の三第一項」に改める。

第二十五條中「三百万円」を「千万円」に改め、第三號の次に次の一号を加える。

三の二 第七條の四、第十四條の三の二又は第十四條の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者

第二十六條の規定に違反して、産業廃棄物を捨てた者

第二十六條中「百万円」を「三百万円」に改め、同条第一号中「第十四條第九項又は第十四條の四第九項」を「第十四條第十項又は第十四條の四第十項」に改め、同条第二號の次に次の一号を加える。

二の二 第十四條第九項又は第十四條の四第九項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者

第二十六條第三号中「第十五條の四の二第一項」を「第十五條の四の三第一項」に改め、同条第四号中「第十五條の四の二第四項」を「第十五條の四の三第四項」に改め、同条第五号中「特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物その他政令で定める産業廃棄物」を「一般廃棄物」に改め

る。
第二十七条を次のように改める。
第二十七条 第八条第四項(第九条第二項において準用する場合を含む。)又は第十五条第四項(第十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物処

理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第二十八条中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改める。
第二十九条第一号中「第十四条第十項及び第

十四条の四第十一項」を「第十四条第十一項及び第十四条の四第十二項」に改める。
第三十条中「第二十五条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して」も、「を」に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加

える。
一 第二十五条第六号 一億円以下の罰金刑
二 第二十五条(第六号を除く。)から前条まで各本条の罰金刑
第二条 産業物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。

目次 第二章 一般廃棄物(第六条―第九条の六) 第三章 産業廃棄物(第十条―第十五条の四の五)

- 第二章 一般廃棄物
- 第一節 一般廃棄物の処理(第六条―第六条の三)
- 第二節 一般廃棄物処理業(第七条―第七条の四)
- 第三節 一般廃棄物処理施設(第八条―第九条の五)
- 第四節 一般廃棄物の再生利用に係る特例(第九条の五の二)
- 第五節 一般廃棄物の輸出(第九条の六)
- 第三章 産業廃棄物
- 第一節 産業廃棄物の処理(第十条―第十三条)
- 第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター
- 第一款 情報処理センター(第十三条の二―第十三条の十二)
- 第二款 産業廃棄物適正処理推進センター(第十三条の十二―第十三条の十六)
- 第三節 産業廃棄物処理業(第十四条―第十四条の三)
- 第四節 特別管理産業廃棄物処理業(第十四条の四―第十四条の七)
- 第五節 産業廃棄物処理施設(第十五条―第十五条の四)
- 第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例(第十五条の四の二)
- 第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出(第十五条の四の三―第十五条の四の五)

に改める。

第二条に次の一項を加える。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二章中第六条の前に次の節名を付する。

第一節 一般廃棄物の処理

第六条の二第二項中「第七条の三の下に」第三十三条の十一第一項を加え、「第十五条の三第二項」を削る。

第六条の三の次に次の節名を付する。

第二節 一般廃棄物処理業

第七条の四の次に次の節名を付する。

第三節 一般廃棄物処理施設

第八条第一項中「厚生省令で定めるところにより」を削り、同条第二項から第五項までを次のように改める。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 一般廃棄物処理施設の種類

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

五 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画

九 その他厚生省令で定める事項

3 前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該一般廃

るにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

第八条の次に次の五条を加える。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日まで、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（許可の基準等）

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る一般廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その設置に関する計画が厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に適合していること。

二 その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限り）をする場合においては、あらかじめ、前項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認

められた後でなければ、これを使用してはならない。

（一般廃棄物処理施設の維持管理）

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

（記録及び閲覧）

第八条の四 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る）を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設（当該一般廃棄物処理施設に備え置けることが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（維持管理積立金）

第八条の五 特定一般廃棄物最終処分場（一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場であつて、厚生省令で定めるものをいう。以下同じ。）について第八条第一項の許可を受けた者（以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。）は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分終了までの間、毎年度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。

2 維持管理積立金の積立ては、厚生省令で定

めるところにより、環境事業団にしなければならない。

3 維持管理積立金は、環境事業団が管理する。

4 維持管理積立金の額は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に必要な費用の額及び当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立期間を基礎とし、厚生省令で定める算定基準に従い、都道府県知事が算定して通知する額とする。

5 環境事業団は、厚生省令で定めるところにより、維持管理積立金に利息を付さなければならない。

6 特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、維持管理積立金の積立てをしていない特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分終了後維持管理を行う場合その他厚生省令で定める場合には、厚生省令で定めるところにより、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。

7 第九条の五第一項又は第二項の規定により第八条第一項の許可を受けた者について地位の承継があつたときは、当該許可を受けた者が積み立てた維持管理積立金は、当該許可を受けた者の地位を承継した者が積み立てたものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、維持管理積立金の積立て及び取戻しに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

（環境事業団の業務の特例）

第八条の六 環境事業団は、環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号。次項において「事業団法」という。）第十八条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 前条第三項（第十五条の二の三）において準用する場合を含む。の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により環境事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十八条第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律昭和四十五年法律第三十七号」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）と、同法」とあるのは「廃棄物処理法」と、事業団法第二十四条の二中「整理しなければならない」とあるのは「整理し、廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない」と、事業団法第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び廃棄物処理法」と、同項第五号中「もの」とあるのは「もの並びに廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務」と、事業団法第三十八条第三号中「第十八条」とあるのは「第十八条及び廃棄物処理法第八条の六第一項」とする。

第九条第一項中「前条第一項を」を「第八条第一項に」、「一般廃棄物処理施設の構造又は規模」を「同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」に改め、「するときは」の下に「厚生省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「前条第二項及び第三項を」を「第八条第三項から第六項まで及び第八条の二第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「前条第一項を」を「第八条第一項」に改め、「者は、」の下に「第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは同条第二項第一号に掲げる事項その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は」を「係る一般廃棄物処理施設の下に（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を加え、（廃止し、若しくは休止し、又は）を」を「廃止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し、若しくは」に改め、同条第四項中「前条第一項を」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が総理府令、厚生省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

第九条の二(同条第二項第一号又は第五項)を「第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三に改め、「基準」の下に「又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」を、「とき」の下に「第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第八条の五第一項の規定による積立てをしなればならない場合においてその積立てをしていないとき」を加え、「同条第一項」を「第八条第一項」に改め。

第九条の三(第一項中「し、又はその構造若しくは規模の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。)」を削り、「ところにより」の下に「第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて」を加え、同条第六項中「及び第四項の」を「から第五項までの」に、「及び第四項中「許可」を「中「第一項ただし書とあるのは「第九条の三第七項」と、「当該許可とあるのは「当該届出」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」に、「届出」を「当該届出」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第八条第二項第一号又は第五項」を「第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三」に改め、「基準」の下に「又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事

項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画については第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第八条第五項」を「第八条の三」に改め、「基準」の下に「及び当該届出に係る同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

6 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。)の管理者は、厚生省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設(当該一般廃棄物処理施設に備え置けることが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

7 第一項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

8 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「前項の」とあるのは「第七項の」と、同項とあるのは「前項」と、第三項中「第一項の」とあるのは「第七項の」と、第四項中「第一項」とあるのは「第七項」と、「一般廃棄物処理施設を設置してはな

らない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。

第九条の三(第三項中「し、又はその構造若しくは規模の変更」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第八条第二項第一号」を「第八条の二第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

第九条の五の次に次の節名を付する。
第四節 一般廃棄物の再生利用に係る特例

第九節の五の二の見出しを削り、同条の次に次の節名を付する。
第五節 一般廃棄物の輸出

第九節の六の見出しを削る。
第三章第十條の前に次の節名を付する。
第三節 産業廃棄物の処理
第十二條の三の見出しを「(産業廃棄物管理票)」に改め、同条第一項中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に、「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に、「委託する場合」の下に「(厚生省令で定める場合を除く。)」を加え、「特別管理産業廃棄物管理票」を「産業廃棄物管理票」に改め、同条第二項及び第三項中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五

項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から厚生省令で定める期間保存しなければならない。

第十二條の四(前条第一項)を「第十二條の三第一項に、「第五項まで」を「第六項まで又は前条第一項、第二項、第四項及び第八項」に、「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改め、同条を第十二條の五とする。

第十二條の三の次に次の一条を加える。
(電子情報処理組織の使用)
第十二條の四 前条第一項に規定する事業者(その使用に係る入出力装置が第十三條の二第一項に規定する情報処理センター(以下この条において単に「情報処理センター」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。)は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合(前条第一項に規定する厚生省令で定めるところを除く。)において、運搬受託者及び処分受託者(その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。)から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、厚生省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他厚生省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第一項の規定にかかわらず、管理票を交付すること

を要しない。
2 運搬受託者又は処分受託者は、前項の規定

により電子情報処理組織使用事業者から報告すること求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、厚生省令で定める期間内に、情報処理センターにその旨を報告しなければならない。

3 情報処理センターは、前項の規定による報告を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託した電子情報処理組織の使用事業者、運搬受託者又は処分受託者が当該運搬又は処分を終了した旨を通知するものとする。

4 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該通知により確認しなければならない。

5 情報処理センターは、第一項の規定による登録及び第二項の規定による報告に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該報告を受けた日から厚生省令で定める期間保存しなければならない。

6 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、第一項の規定による登録及び第二項の規定による報告に関する事項を都道府県知事に報告しなければならない。

7 情報処理センターは、第一項の規定による登録について厚生省令で定める期間内に第二項の規定による報告を受けなければ、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、その旨を当該登録をした電子情報処理組織使用事業者に通知しなければならない。

8 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、厚生省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター

第一款 情報処理センター

(指定)
第十三条の二 厚生大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報処理センターとして指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)
第十三条の三 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第十二条の四第一項の規定による登録、同条第二項の規定による報告並びに同条第三項及び第七項の規定による通知に係る事務(次号において「登録報告事務」という。)を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二 登録報告事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

タ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 第十二条の四第五項の規定による記録及び保存並びに同条第六項の規定による報告を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程)
第十三条の四 情報処理センターは、前条各号に掲げる業務(以下「情報処理業務」という。)を行うときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の厚生省令で定める事項について情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)
第十三条の五 情報処理センターは、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、情報処理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)
第十三条の六 情報処理センターは、厚生大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務)
第十三条の七 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

理業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿)
第十三条の八 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し厚生省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)
第十三条の九 厚生大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)
第十三条の十 厚生大臣は、この款の規定を施行するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)
第十三条の十一 厚生大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の二第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

一 情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務規程

によらないで情報処理業務を行ったとき。
2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター

(指定)

第十三条の十二 厚生大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター(以下「適正処理推進センター」という。)として指定することができる。

(業務)

第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体制の点検又は改善のために必要な助言又は指導を行うこと。

二 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する情報を収集し、事業者に対し提供すること。

三 産業廃棄物の適正な処理に関し、事業者及びその従業員に対して研修を行うこと。

四 産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。

五 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、第十九条の五第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出せんその他の協力をを行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(産業廃棄物処理業の許可等の特例)

第十三条の十四 適正処理推進センター又はその委託を受けた者は、第十九条の六の規定に

よる協力の求めに応じ、産業廃棄物の撤去等を行うときは、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該撤去等に必要なる行為を業として実施することができる。

2 適正処理推進センターは、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(基金)

第十三条の十五 適正処理推進センターは、第十三条の十三各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出せんとした金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 厚生大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(運用)

第十三条の十六 第十三条の二第二項から第四項まで、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一の規定は、適正処理推進センターについて準用する。この場合において、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一第一項第一号中「情報処理業務」とあるのは「第十三条の十三各号に掲げる業務」と、同項第三号中「若しくは当該」とあるのは「又は当該」と、違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき」とあるのは「違反したとき」と読み替へるものとする。

第十三条の十七 産業廃棄物処理業

第十四条の三の二の次に次の節名を付する。

第四節 特別管理産業廃棄物処理業

第十四条の七の次に次の節名を付する。

第五節 産業廃棄物処理施設

第十五条第一項中、「厚生省令で定めるところにより」を削り、同条第二項から第五項まで

を次のように改める。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他厚生省令で定める事項

3 前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

第十五条に次の一項を加える。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日まで、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

第十五条の二第二項中「産業廃棄物処理施設の構造又は規模を」許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項に改め、「するときは」の下に「厚生省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「前条第二項及び第三項を」第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第三項まで」に改め、同条第三項前段中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十五条の二の四第一項ただし書」と、同条第二項第一号と「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と読み替へるものとする。

第十五条の二を第十五条の二の四とし、第十五条の次に次の三条を加える。

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その設置に関する計画が厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適

するものとする。

二 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量が、厚生省令で定める基準に適合していること。

三 産業廃棄物処理施設の構造及び規模が、厚生省令で定める基準に適合していること。

四 産業廃棄物処理施設の位置、構造等が、厚生省令で定める基準に適合していること。

五 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画が、厚生省令で定める基準に適合していること。

六 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画が、厚生省令で定める基準に適合していること。

合していること。

二 その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、前項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 前条第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（産業廃棄物処理施設の維持管理）

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。（準用）

第十五条の三 第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者（第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る。）について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて厚生省令で

定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四（当該許可に係る一般廃棄物処理施設）とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、同条第七項中「第十五条の四において準用する第九條の五第一項又は第二項」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

第十五条の三 同条第二項第一号又は第五項を「第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の二に改め、基準の下に又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）を」とし、同条の下に「産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき、又は第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項の許可を受けた者が第十五条の二の三において準用する第八条の五第一項の規定による積立てをしななければならない場合においてその積立てをしていないときを加え、同条第一項を「第十五条第一項」に改める。

第十五条の四の次に次の節名を付する。

第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例

第十五条の四の二の見出しを削り、同条の次

に次の節名を付する。

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出

第十五条の四の五第二項中「第十二条の第三項の下に」及び「第十二条の四第一項」を加え「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄物」に改める。

第十五条の五第一項中（明治二十九年法律第八十九号）を削る。

第十八条第一項中「又は一般廃棄物処理施設の設置者」を「産業廃棄物処理施設の設置者」に改め、「産業廃棄物処理施設の設置者」の下に「又は情報処理センター」を加える。

第十九条の四（は、当該処分を委託した）を「及び当該処分を行った者が産業廃棄物の運搬又は処分の委託をした者が第十二条の第三項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二条の四第一項の規定による登録に関し虚偽の登録をしたときは、これらの委託をしたに改め、（含む）」の下に「次条において「処分者等」というを、「措置」の下に「（以下「支障の除去等の措置」という。）を加え、同条に次の一項を加える。」

2 前項の規定による命令をするときは、厚生省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

第十九条の五 前条第一項各号に掲げる場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、同項各号に定める者は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。

この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支

障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。

二 前条第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。

2 前条第一項各号に定める者は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、厚生省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

3 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（適正処理推進センターの協力）

第十九条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じようとするときは、適正処理推進センターに対し、厚生省令で定めるところにより、当該支障の除去等の措置の実施に協力することを求めることができる。

第二十一条第二項中「第八条第五項又は第十五条第五項」を「第八条の三又は第十五条の二」に改める。

第二十五条第三号中「第十九条の四」を「第十九条の四第一項」に改め、同条第五号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二の四第一項」に、二般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設

の構造又は規模を「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」に改める。

第二十六條の次に次の一条を加える。

第二十六條の二 第十三條の七の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七條中「第八条第四項」を「第八条の二第四項」に、「第十五条第四項（第十五条の二第二項）を第十五条の二第四項（第十五条の二の四第二項）に改める。

第二十九條第二号中「第十五条の二第三項」を「第十五条の二の四第三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第八条の四（第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

第二十九條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十二條の三第一項（第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による管理票に虚偽の記載をして交付し、又は第十二條の四第一項（第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

第二十九條第四号中「第十五条の十三第一項又は」を削り、「による報告」の下に「（情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ。）を加え、同条第五号中「第十五条の十三第一項の規定による検査又は」を削り、「若しくは第二項」を「又は第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十九條の二 次の各号の一に該当するとき
は、その違反行為をした情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條の六の許可を受けないで、情報処理業務の全部を廃止したとき。

二 第十三條の八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第十三條の八の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十三條の九第一項、第十五条の十三第一項又は第十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十三條の九第二項又は第十五条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十條第二号中「から前条」を「第二十六條又は第二十七條から第二十九條」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条から第五条まで及び第十一條の規定並びに附則第十二條中厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）第六條第二十七号の二の改正規定（「基づき」の下に「廃棄物の再生利用に係る認定を行い」を加える部分を除く。） 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二條の三及び第十二條の四の改正規定、同条を同法第十二條の五とする改正規定、同法第十二條の三の次に一条を加える改正規定、同法第十三條の次に一節及び節名を加える改正規定（同法第三章第二節第一款（第十三條の二、第十三條の四及び第十三條の五の規定を除く。）に係る部分に限る。） 同法第十五條の四の五第二項及び第十八條第一項の改正規定、同法第十九條の四の改正規定（「は、当該処分を委託したを」と及び当該処分を行った者に産業廃棄物の運搬又は処分の

委託をした者が第十二條の三第一項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二條の四第一項の規定による登録に虚偽の登録をしたときは、これらの委託をしたに改める部分に限る。） 同法第二十六條の次に一条を加える改正規定、同法第二十九條第三号の次に一号を加える改正規定、同条第四号及び第五号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三十條第二号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（廃棄物処理業の許可の基準に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第一項若しくは第十四條、第十四條第一項若しくは第十四條又は第十四條の四第一項若しくは第四項の許可（同法第七條第二項若しくは第五項、第十四條第二項若しくは第五項又は第十四條の四第二項若しくは第五項の許可の更新を含む。）の申請をした者（許可の更新の場合にあっては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。）の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

（一般廃棄物処理施設に関する経過措置）
第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「旧法」という。）第八條第一項又は第九條第一項の規定によりされた許可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていなくても、許可又は不許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 旧法第八條第一項又は第九條第一項の許可（前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。）に係る一般廃棄物処理施設（旧法第八條第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下この条において同じ。）について、その使用前に都道府

県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。次項並びに附則第五條第二項及び第三項において同じ。）が行う検査（附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。）については、なお従前の例による。

3 旧法第八條第一項又は第九條第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて、旧法第八條第四項（旧法第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）を受け、旧法第八條第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、第二条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新法」という。）第八條の二第四項（新法第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の検査を受け、新法第八條第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた一般廃棄物処理施設とみなす。

4 旧法第八條第一項の許可（第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。）に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九條第一項の許可を受けるまでの間は、新法第八條の三（「基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九條第一項の許可を受けたときは、変更後のもの」とあるのは「基準」と、新法第九條第一項中「許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を提出して」と、新法第九條の二中「基準又は当該許可に係る第八條第二項の申請書に記載した設置

に關する計画若しくは維持管理に關する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合してない」と認めるとき、第八條第一項の許可を受けた者が第八條の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき」とあるのは「基準に適合してない」と認めるときとする。

5 旧法第八條第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一條第一號に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九條第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に關する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第三條第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」と、「同条第二項第四號」とあるのは「第八條第二項第四號」とする。

6 新法第八條の五の規定は、同条第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場であつて、附則第一條第一號に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。

7 旧法第九條の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設については、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について附則第一條第一號に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九條の三第七項の規定による届出をするまでの間は、同条第五項中「基準及び当該届出に係る事項に記載した書類に記載した維持管理に關する計画（当該計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」と、同条第七項中「当該届出に係る事項」とあるのは「一般廃棄物処理施設の構造又は規模と、同条第九項中「基準又は当該届出に係る事項に記載した書類に記載した設置に關する計画若しくは維持管理に關する計画（これらの計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」とする。

8 情報処理センターに係る経過措置
第四條 情報処理センターは、附則第一條第二號に掲げる規定の施行の日前においても、新法第十三條の四第一項に規定する情報処理業務の実施に必要な準備行為をすることができ、
（産業廃棄物処理施設に關する経過措置）
第五條 附則第一條第一號に掲げる規定の施行前に旧法第十五條第一項又は第十五條の二第二項の規定によりされた許可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされてないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 旧法第十五條第一項又は第十五條の二第二項の許可（前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。）に係る産業廃棄物処理施設（旧法第十五條第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下この条において同じ。）について、その使用前に都道府県知事が行う検査（附則第一條第一號に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。）については、なお従前の例による。

3 旧法第十五條第一項又は第十五條の二第二項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて、旧法第十五條第四項（旧法第十五條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）を受け、旧法第十五條第二項第一號に規定する技術上の基準に適合している」と認められたものは、新法第十五條の二第四項（新法第十五條の二の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の検査を受け、新法第十五條第二項の申請書に記載した設置に關する計画に適合していると認められた産業廃棄物処理施設とみなす。

4 旧法第十五條第一項の許可（第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。）に係る産業廃棄物処理施設について、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一條第一號に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五條の二の四第一項の許可を受けるまでの間は、新法第十五條の二の二中「基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五條第二項の申請書に記載した維持管理に關する計画（当該計画について第十五條の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」と、新法第十五條の二の四第一項中「許可に係る第十五條第二項の申請書に記載した維持管理に關する計画（当該計画について第十五條の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより」とする。

5 旧法第十五條第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一條第一號に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五條の二の四第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に關する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第五條第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」とする。

6 新法第十五條の二の三において準用する新法第八條の五の規定は、新法第十五條の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて、附則第一條第一號に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。

（罰則に關する経過措置）
第六條 附則第一條第一號及び第二號に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第三條第二項及び第五條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一條第一號に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第八條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第一條の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に關する法律第七條の四、第十四條第九項、第十四條の三の二、第十四條の四第九項及び第十四條の七の規定並びに新法第八條の四、第八條の五、第九條第五項、第九條の三第六項、第十五條の二の三及び第十五條の二の四第三項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第九條 地方自治法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第七十一號）の一部を次のように改正する。

附則第二十四條中「第二十三條の二」を「第二十三條の三」に改める。

（地価税法の一部改正）
第十條 地価税法（平成三年法律第六十九號）の一部を次のように改正する。

別表第二第六号中「規定する一般廃棄物処理施設の下に（同法第九條の五の二第二項再生利用に係る特例）の認定に係るもので政令で定めるものを含む。」を、「規定する産業廃棄物処理施設の下に（同法第十五條の四の二第一項

可を含む。）に係る産業廃棄物処理施設について、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一條第一號に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五條の二の四第一項の許可を受けるまでの間は、新法第十五條の二の二中「基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五條第二項の申請書に記載した維持管理に關する計画（当該計画について第十五條の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「基準」と、新法第十五條の二の四第一項中「許可に係る第十五條第二項の申請書に記載した維持管理に關する計画（当該計画について第十五條の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」とあるのは「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより」とする。

で掲げる事項その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を提出して」と、新法第十五條の三中「基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五條第二項の申請書に記載した設置に關する計画若しくは維持管理に關する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）」に適合してない」と認めるとき、産業廃棄物処理施設の設置者が第十五條の二第三項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき」とあるのは「基準に適合してない」と認めるときとする。

5 旧法第十五條第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一條第一號に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五條の二の四第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に關する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第五條第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」とする。

6 新法第十五條の二の三において準用する新法第八條の五の規定は、新法第十五條の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて、附則第一條第一號に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。

（罰則に關する経過措置）
第六條 附則第一條第一號及び第二號に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第三條第二項及び第五條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一條第一號に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第八條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第一條の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に關する法律第七條の四、第十四條第九項、第十四條の三の二、第十四條の四第九項及び第十四條の七の規定並びに新法第八條の四、第八條の五、第九條第五項、第九條の三第六項、第十五條の二の三及び第十五條の二の四第三項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第九條 地方自治法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第七十一號）の一部を次のように改正する。

附則第二十四條中「第二十三條の二」を「第二十三條の三」に改める。

（再生利用に係る特例）の認定に係るもので政令で定めるものを含む。」を加える。

第十一条 地価税法の一部を次のように改正する。

別表第二第六号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二の四第一項」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第十二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六条第二十七号の二中「基づき」の下に「廃棄物の再生利用に係る認定を行い」を、「並びに」の下に「情報処理センター、産業廃棄物適正処理推進センター及び」を加え、「及び廃棄物処理センターに対し、」を「並びにこれらに対し、認可その他」に改める。